

第3次長久手市 男女共同参画基本計画

(女性活躍推進計画、DV防止基本計画を含む)

2019 (平成31) 年3月
長 久 手 市

目次

第1編 前提条件の整理

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 近年の動向.....	2
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	5
5 計画の策定体制.....	5
第2章 長久手市の男女共同参画を取り巻く現状.....	6
1 人口等の状況.....	6
2 長久手市市民意識調査の結果概要.....	12
3 団体ヒアリング調査の結果概要.....	26

第2編 第3次長久手市男女共同参画基本計画

第1章 計画の基本的な考え方.....	33
1 基本理念.....	33
2 基本目標.....	34
3 計画の体系.....	35
4 数値目標一覧.....	37
第2章 施策の方向.....	38
基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識の向上.....	38
基本目標2 女性が活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）.....	44
基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進.....	50
基本目標4 安心して暮らせるまちづくり.....	55
基本目標5 人権が尊重され、DVのないまちづくり（DV防止基本計画）.....	60

第3章 計画の推進..... 65

- 1 計画の進捗管理..... 65
- 2 市と企業・各種団体等との協働と連携..... 65

資料編

参考資料..... 67

- 1 長久手市の男女共同参画を推進する条例..... 67
- 2 長久手市男女共同参画審議会規則..... 71
- 3 委員名簿..... 72
- 4 長久手市男女共同参画推進部会設置要綱..... 73
- 5 策定経過..... 75
- 6 用語解説..... 77
- 7 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約..... 79
- 8 男女共同参画社会基本法..... 87

第 1 編 前提条件の整理

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

本市では、男性と女性が性別にとらわれず能力を発揮し、互いを尊重しつつ責任を分かち合えるまちづくりを、市民・学校・企業・行政など市全体で進めていくための指針として、2003（平成15）年3月に「明日へ未来へ Nプラン～長久手町男女共同参画プラン～」を策定しました。2008（平成20）年3月には、その改定版である「第二次長久手町男女共同参画プラン」を策定し、さらに、2009（平成21）年4月には「長久手町の男女共同参画を推進する条例」を施行し、それに伴い「第二次長久手町男女共同参画プラン」を「第1次長久手町男女共同参画基本計画」に位置づけるなど、男女共同参画社会の実現に向け、意識の啓発や各種施策の計画的な推進を図ってきました。そして、2013（平成25）年3月に、これまでの取組の成果や課題を継承しつつ、社会情勢の変化などに対応する取組を盛り込みながら、さらに発展させる新たな計画、第2次長久手市男女共同参画基本計画として、「長久手市男女共同参画基本計画2017（DV^{※1}防止基本計画を含む）」を策定し、全市を挙げて男女共同参画に関する取組を推進してきました。

2017（平成29）年に「長久手市男女共同参画基本計画2017」の計画期間が終了することから、改めて本市の課題を見直すとともに、男女共同参画社会の将来のあるべき姿を定めるため、上位計画である第6次長久手市総合計画の策定に合わせ、新たに「第3次長久手市男女共同参画基本計画（女性活躍推進計画、DV防止基本計画を含む）」を策定することとしました。



※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者（事実婚、別居を含む）やパートナーなど親密な関係にある、またはあった人から振られる暴力のこと。暴力には殴る蹴るなどの身体的暴力のみならず、大声でどなる、外出や交友関係を制限する、生活費を渡さない、性行為を強要するといった精神的苦痛や経済的抑圧なども含まれる。

2 近年の動向

(1) 世界の動き

世界では、国際連合が提唱した1975（昭和50）年の国際婦人年に開催された国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における「世界行動計画」の採択をはじめ、1976（昭和51）年から始まる「国連婦人の10年」に続く様々な取組が行われてきました。

近年では、2014（平成26）年3月に、第58回国連婦人の地位委員会において、防災・復興におけるジェンダー^{※1}視点の重要性を強調した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント^{※2}」について決議案採択しました。これは東日本大震災の経験や教訓を共有し国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組を促進することを目指して、我が国が初めて国連婦人の地位委員会に提出したものです。

また、2015（平成27）年9月に、国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）が採択され、「目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」が17の目標の一つに掲げられました。これを受けて、2016（平成28）年5月に、G7伊勢志摩サミットにて男女格差の解消や、女性の進出について具体的な行動をとる指針となる「女性の能力開花のためのG7行動指針」が取りまとめられました。

(2) 日本の動き

国では、1999（平成11）年の男女共同参画基本法の制定以降、同法に基づく男女共同参画基本計画を通じたポジティブ・アクション^{※3}をはじめとした様々な取組を進めてきました。

近年では、2013（平成25）年7月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）の第3次改正が行われ、法律名称の「保護」が「保護等」に変更されました。改正内容は、適用対象の拡大で、「生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）の相手からの暴力及びその被害者」についても、DV防止法の規定が準用されることとなりました。

-
- ※1 ジェンダー：生物学的な性別であるセックス（sex）とは区別して使われる社会的、文化的に形成された「男性像」「女性像」のこと。
 - ※2 エンパワーメント：自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場などあらゆる分野で政治的、経済的、社会的、文化的な力をつけること。また、そうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくこと。
 - ※3 ポジティブ・アクション：男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

また、2015（平成 27）年には、様々な状況に置かれた女性が自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、社会の活性化につながるよう、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立しました。

このような中、2015（平成 27）年 12 月には、「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて女性採用・登用を進めるとともに、男性の暮らし方、意識の改革を進めています。

さらに、2018（平成 30）年 5 月には、政治分野における男女共同参画を推進するため、国及び地方公共団体の責務等を定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されています。

（3）愛知県の動き

愛知県では、2015（平成 27）年 8 月に国において、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、社会全体で女性の活躍に向けた動きが拡大してきたことを受け、2016（平成 27）年 3 月に、新たに「あいち男女共同参画プラン 2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」が策定されました。

この計画では、「女性の活躍」を、3つの重点目標の一つとして明確に位置づけるとともに、「労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進」が基本的施策の一つに掲げられました。また、「企業・団体等における女性の活躍に向けた取組への支援」、「多様な選択を可能にする教育の充実」、「性的少数者への理解促進」の取組項目が新たに盛り込まれました。

（4）長久手市の動き

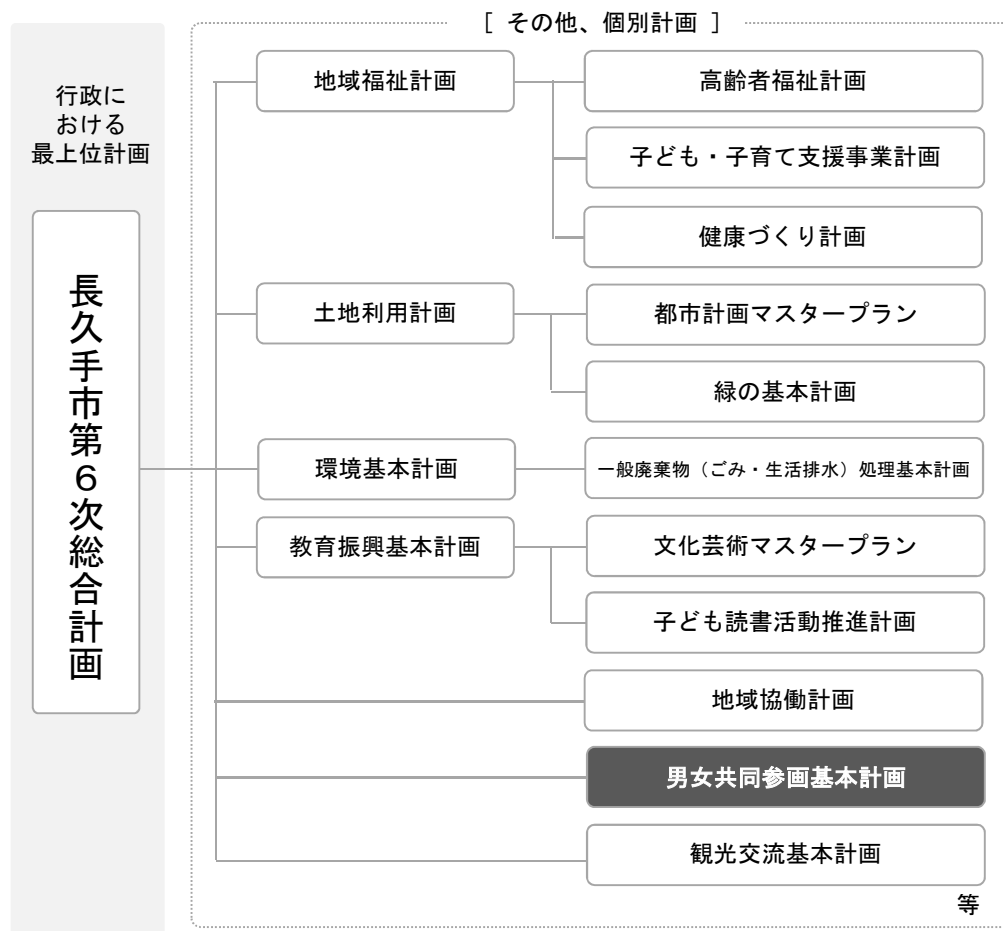
長久手市では、市民の男女共同参画に関する意識を前回計画と比較するために、2018（平成 30）年 7 月に「性別にとらわれない自分らしい生き方を目指す」と題した市民意識調査を実施しました。

また、市民参加型のフォーラムや、関係団体等へのヒアリングを通じて得られた本市の課題や、国や県の動向を踏まえ、2019 年 3 月に、「第3次長久手市男女共同参画基本計画（女性活躍推進計画、長久手市DV防止基本計画を含む）」を策定しました。

3 計画の位置づけ

本計画は、社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、長久手市が行う施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけ、国の「第4次男女共同参画基本計画」や県の「あいち男女共同参画プラン2020」を勘案するとともに、「長久手市みんなで作るまち条例」及び長久手市の上位計画である「長久手市第6次総合計画」をはじめ、他分野の計画との整合を考慮した計画です。
- (2) 本計画は、「長久手市の男女共同参画を推進する条例」の第10条第1項に定められた「長久手市男女共同参画基本計画」として位置づけます。
- (3) 本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。
- (4) 本計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく長久手市の基本計画としても位置付けます。



4 計画の期間

計画期間は2019年度から2023年度の5年間とします。ただし、社会情勢の変化、国や県の動向や計画の進捗状況などにより、随時、計画の見直しを検討します。

2013年度 (平成 25年度)	2014年度 (平成 26年度)	2015年度 (平成 27年度)	2016年度 (平成 28年度)	2017年度 (平成 29年度)	2018年度 (平成 30年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
第2次長久手市男女共同参画 基本計画（前計画）						第3次長久手市男女共同参画 基本計画				
					見直し	見直し				見直し

5 計画の策定体制

策定にあたっては、庁内で男女共同参画を推進していくために組織している「長久手市男女共同参画推進部会」、市民参画による「長久手市男女共同参画審議会」において審議を重ねるとともに、計画策定に向けた取組を知ってもらう市民参加型フォーラムの開催、「性別にとらわれない自分らしい生き方を目指す」と題した市民意識調査の実施、関係団体（者）へのヒアリングの実施、学識経験者や関係団体（者）を講師に招いた連続講座の実施、パブリックコメントの実施などを通して、広く市民意見の聴取と反映に努めました。

策定スケジュール

7月	市民意識調査（対象：18歳以上の市民2,000人）
8月	庁内各課へのヒアリングの実施
9月	関係団体（者）のヒアリングの実施（対象：16団体）
10月	連続講座の開催
11月	連続講座の開催
	市民参加型フォーラムの開催
12月	審議会で体系案及び各課取組案について協議
2月	パブリックコメント案提示
	パブコメ説明会&市民フォーラムの合同開催
3月	最終案とりまとめ

第2章

長久手市の男女共同参画を取り巻く現状

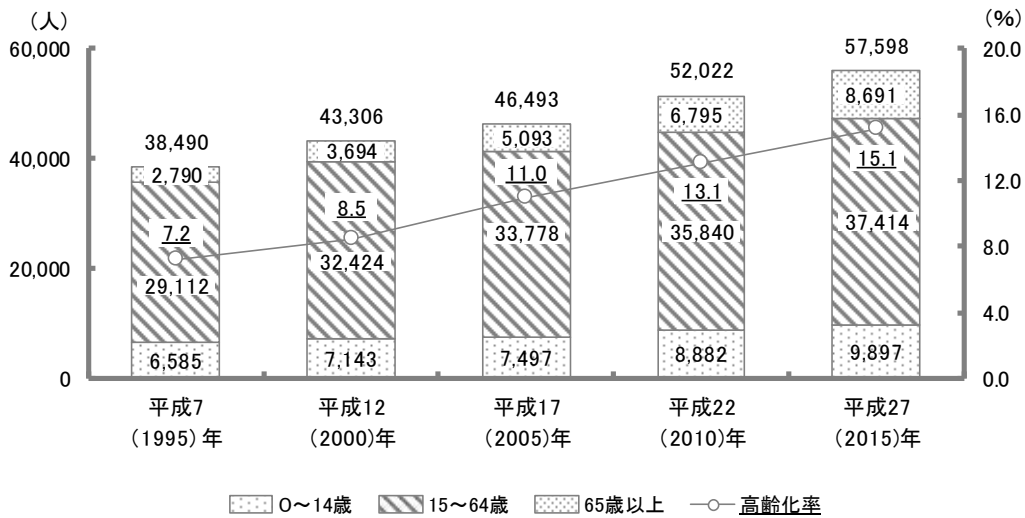
1 人口等の状況

(1) 人口等の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は年々増加しており、2015（平成27）年で57,598人となっています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、1995（平成7）年に比べ、2015（平成27）年で0～14歳人口が約1.5倍、15～64歳人口が約1.3倍、65歳以上人口が約3.1倍となっています。

〔年齢3区分別人口の推移〕

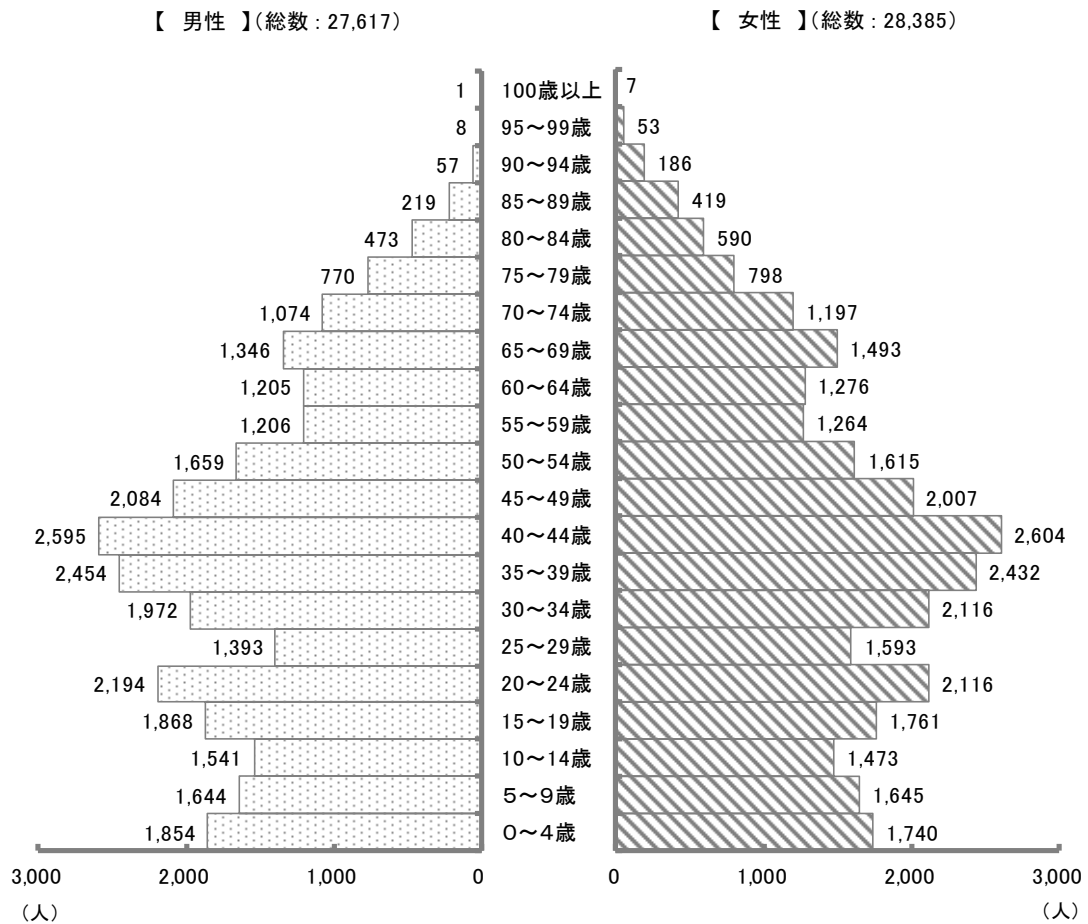


※総人口には年齢不詳を含むため、年齢内訳の合計に一致しない
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 人口ピラミッド

本市の2015（平成27）年の人口ピラミッドの状況を見ると、男女ともに20～24歳、35～39歳、40～44歳の人口が多くなっており、つぼ型を描いています。

〔人口ピラミッド〕

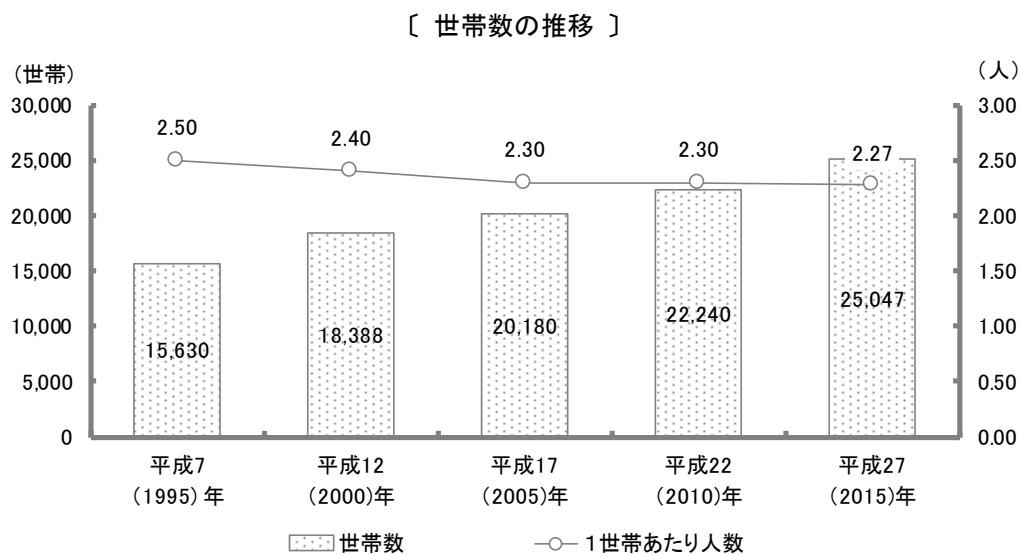


資料：国勢調査（平成27（2015）年）

(2) 世帯の状況

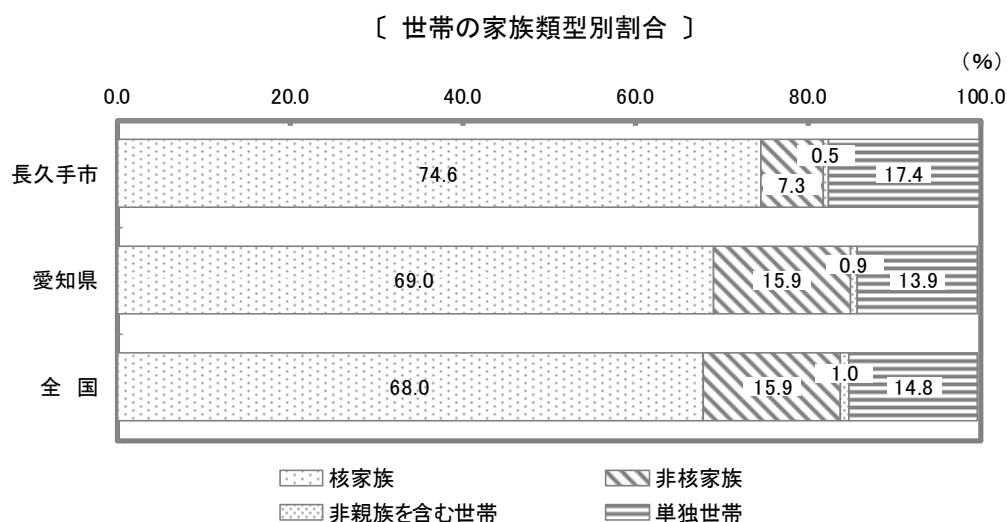
① 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、1995（平成7）年から2015（平成27）年にかけて約1.6倍増加し、25,047世帯となっています。また、1世帯あたり人数は年々減少し、2015（平成27）年で2.27人となっています。



② 世帯の家族類型別割合

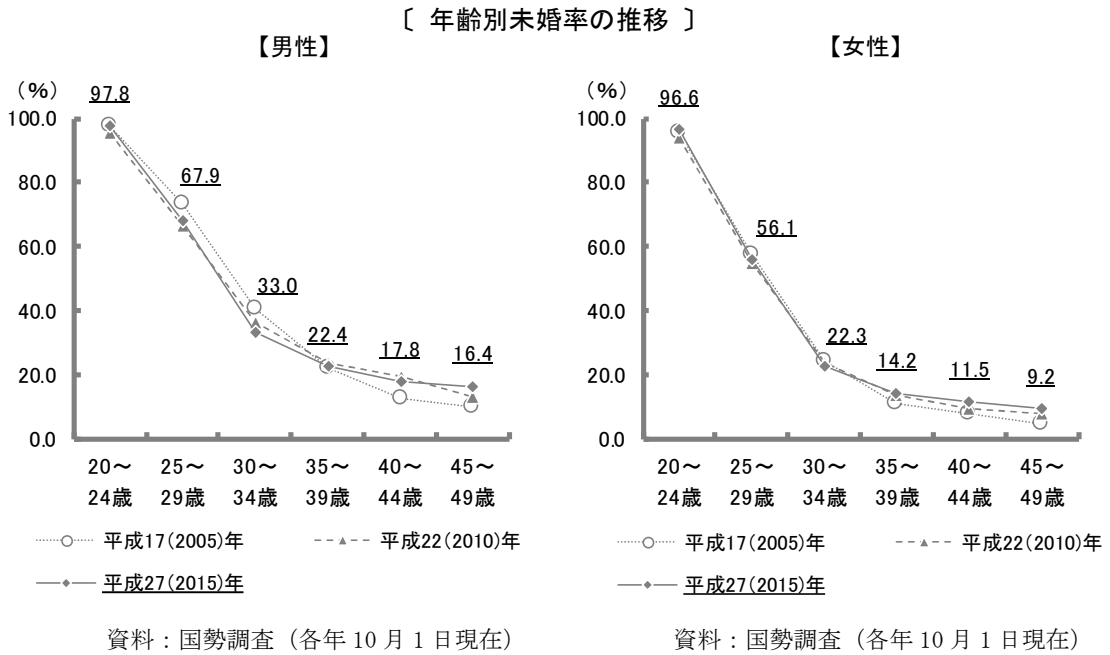
2015（平成27）年の家族類型の割合をみると、愛知県・全国と比べ核家族世帯と単独世帯の構成割合が高くなっています。



(3) 婚姻・出産の状況

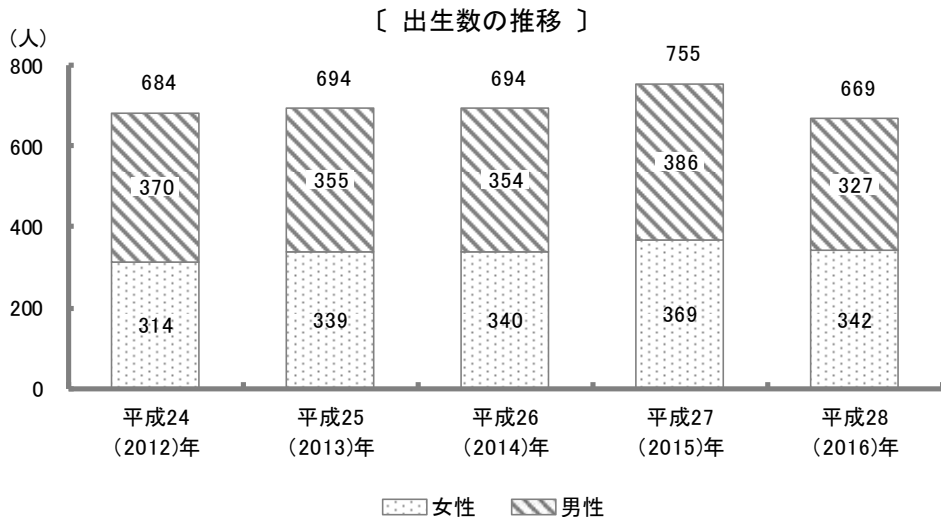
① 年齢別未婚率の推移

年齢別未婚率の推移をみると、男女ともに2005（平成17）年に比べ、2015（平成27）年で特に35歳以降の世代の未婚率が上昇しており、晩婚化が進行していることがうかがえます。



② 出生数の推移

出生数の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、平成28年（2016年）で669人となっており、男女の構成比はほぼ同等となっています。



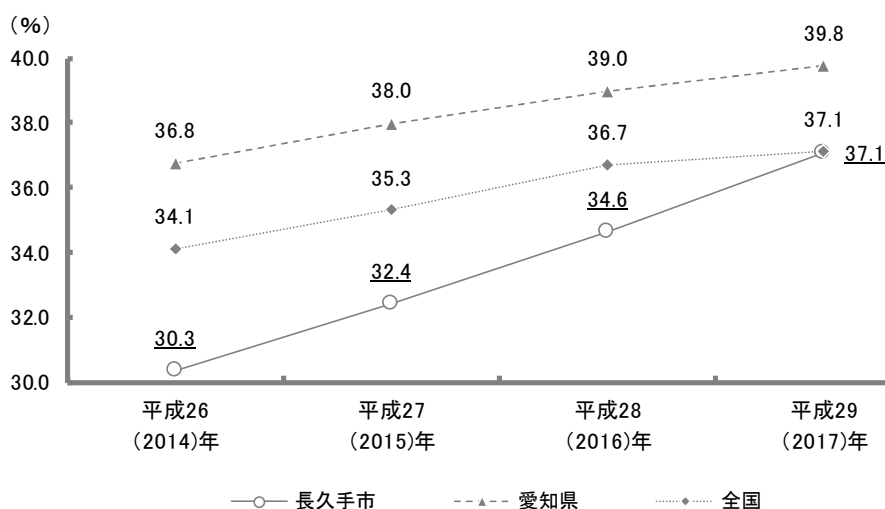
(4) 女性の参画の状況

① 審議会等における女性委員比率の推移

審議会における女性委員比率の推移をみると、2014（平成26）年から2017（平成29）年にかけて約1.2倍増加し、37.1%となっています。

また、審議会等における女性委員比率を愛知県・全国と比較すると、2017（平成29）年では県より低いものの、全国と同等となっています。

〔 審議会等における女性委員比率の推移 〕



資料：愛知の男女共同参画（各年4月1日）

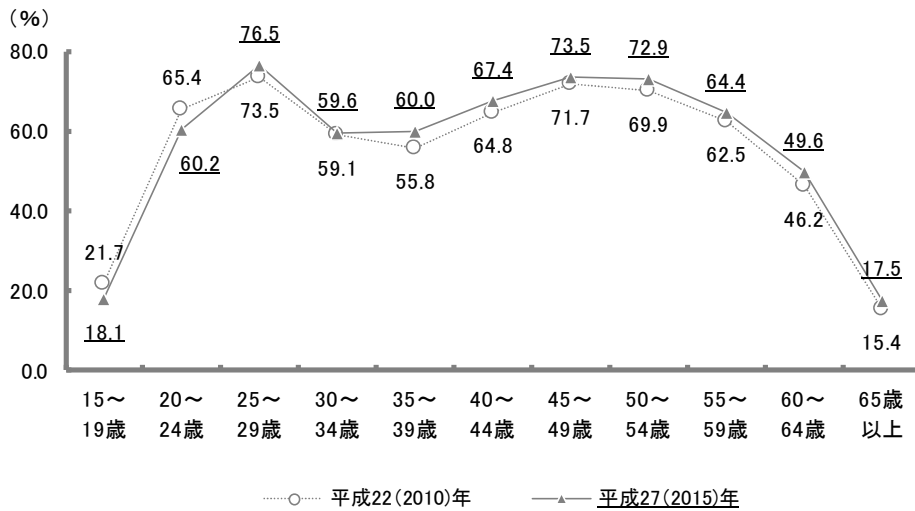


(5) 家庭生活・職業生活の状況

① 女性の労働力率の推移

女性の労働力率の推移をみると、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するM字カーブを描いていますが、2010（平成 22）年に比べ、2015（平成 27）年のM字カーブの底は緩やかになっています。

〔女性の労働力率の推移〕

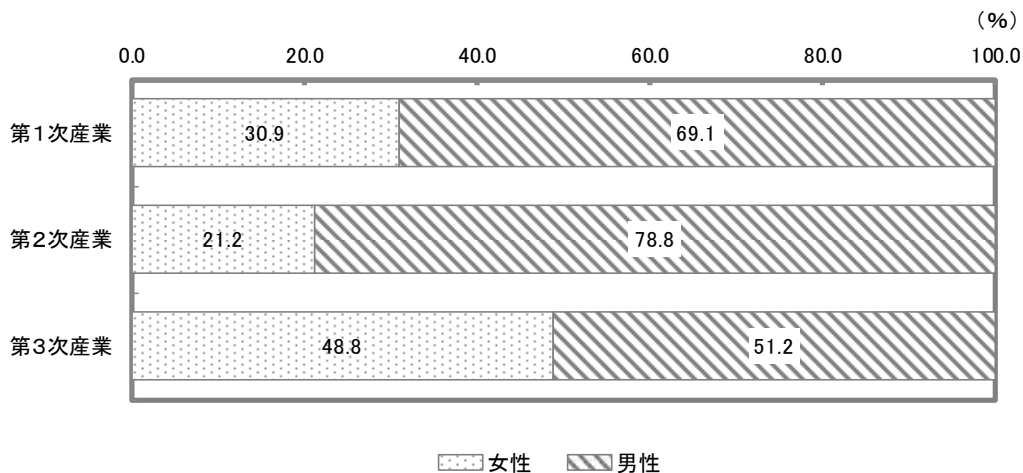


資料：国勢調査

② 産業別の就業者数の男女比率の状況

2015（平成 27）年の産業別就業者数の男女比率をみると、第1次・2次産業では男性の割合が高くなっており、第3次産業では、女性の割合が高くなっています。

〔産業別の就業者数の男女比率の状況〕



資料：国勢調査（平成 27（2015）年）

2 長久手市市民意識調査の結果概要

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

市民の皆様のお考えやご意見を把握し、「第3次男女共同参画基本計画」策定の基礎資料として活用するため、アンケート調査を実施しました。

② 調査の対象

長久手市在住の満18歳以上の市民の方を無作為抽出

③ 調査期間

2018（平成30）年7月6日から2018（平成30）年7月23日まで

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
2,000 通	726 通	36.3%

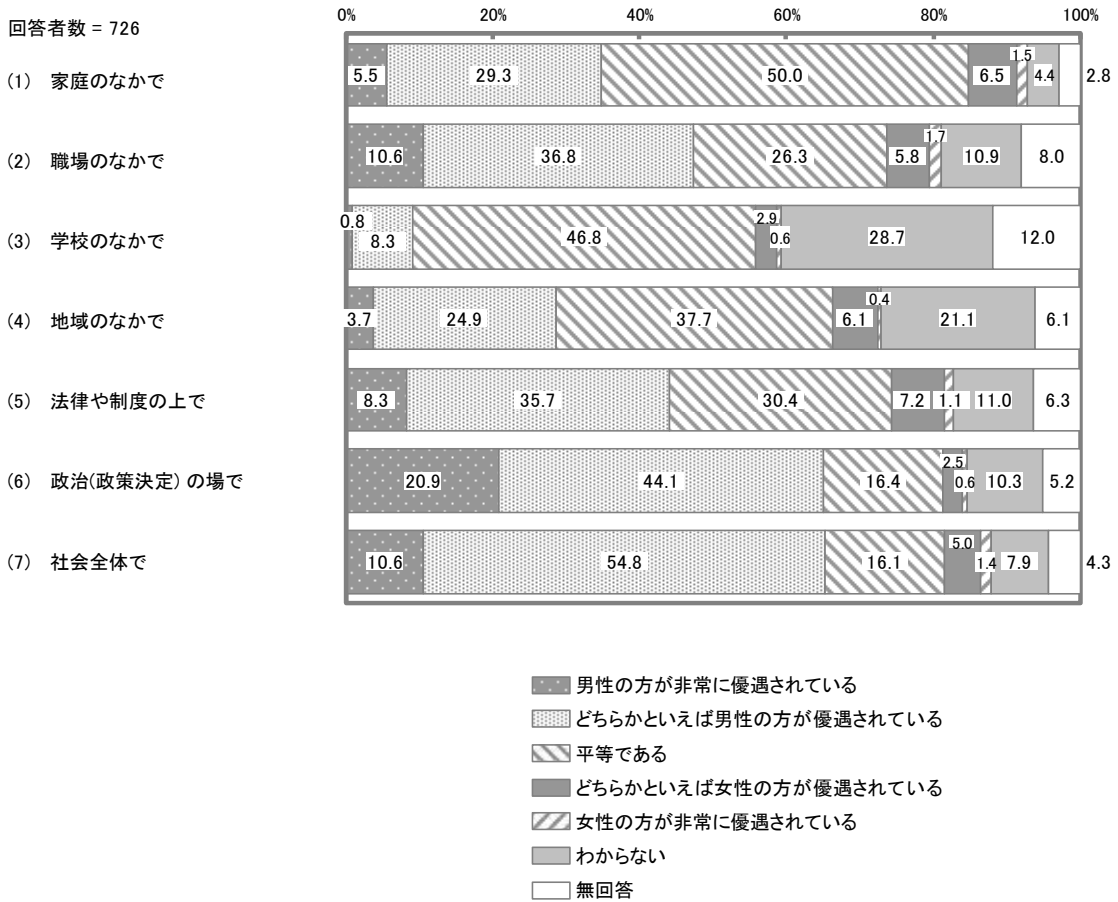
(2) アンケート調査結果

① 男女平等意識について

ア 各分野において男女の地位が平等になっていると思うか

各分野における男女の地位の平等観について、『(6) 政治(政策決定)の場で』『(7) 社会全体で』で「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた“男性の方が優遇されている”の割合が高くなっています。また、『(1) 家庭のなかで』で「平等である」の割合が高くなっています。

〔 各分野において男女の地位が平等になっていると思うか 〕

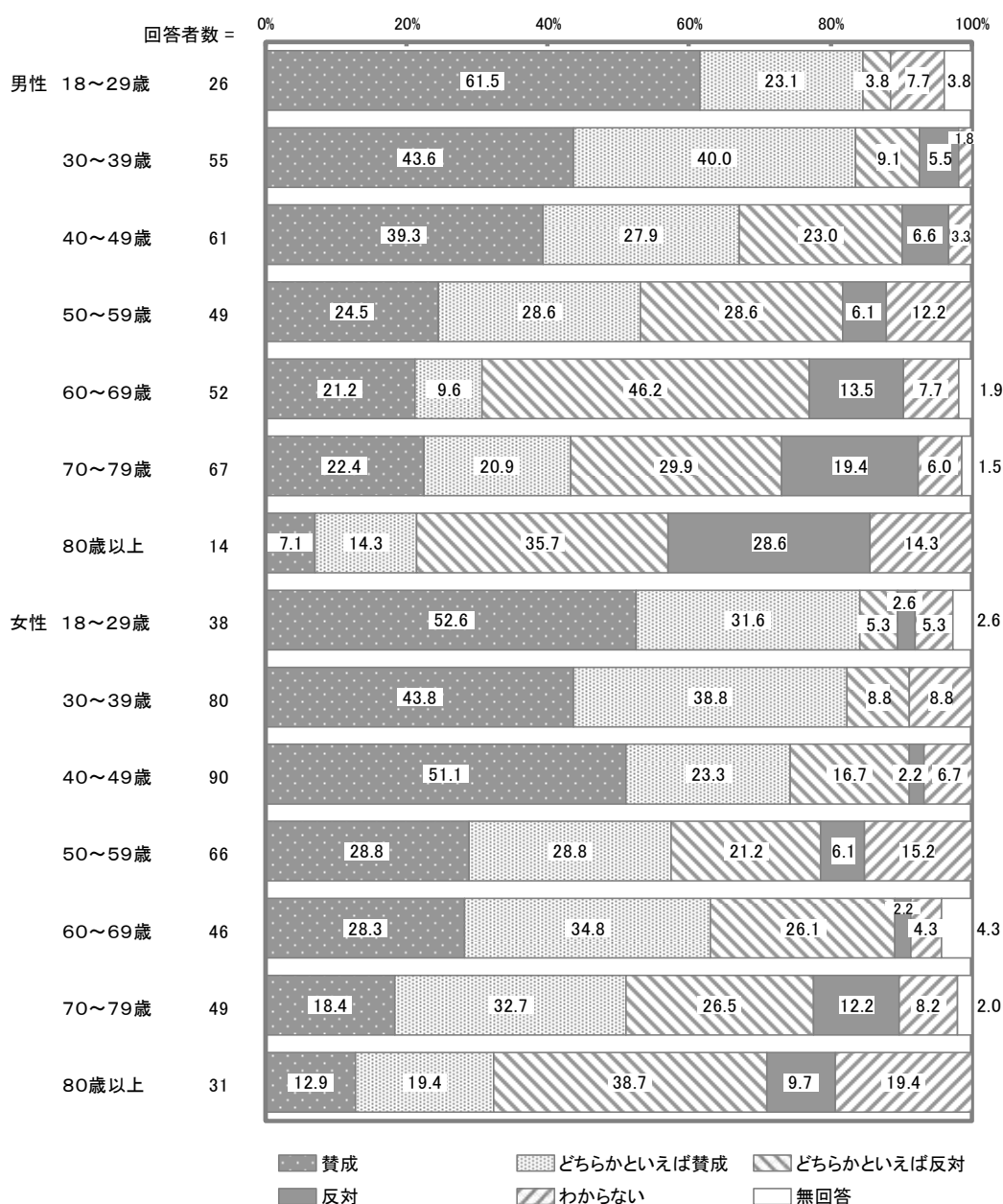


② 結婚について

ア 「結婚は個人の自由であるから、結婚しなくてもどちらでもよい」という考え方についてどう思うか

「結婚は個人の自由であるから、結婚しなくてもどちらでもよい」という考え方について、性・年齢別でみると、男女ともに年齢が低くなるにつれて“賛成”の割合が高くなる傾向がみられます。

[「結婚は個人の自由であるから、結婚しなくてもどちらでもよい」という考え方についてどう思うか]

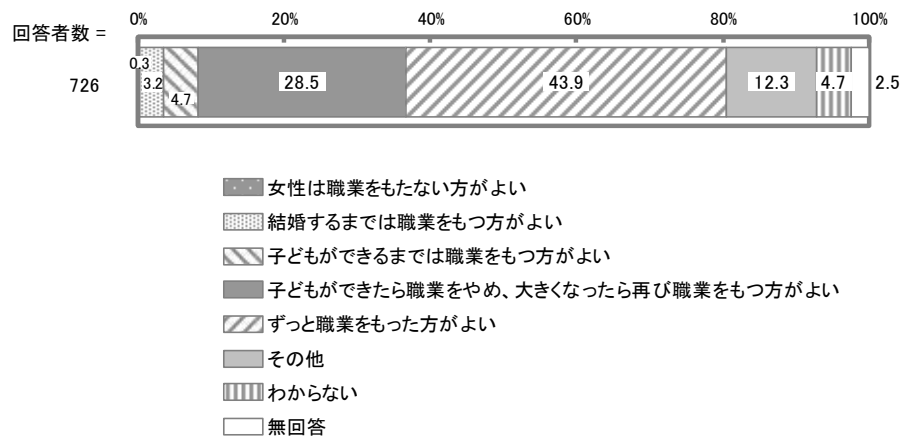


③ 仕事について

ア 女性が職業をもつことについてどのように考えるか

女性が職業をもつことについて、「ずっと職業をもった方がよい」の割合が43.9%と最も高く、次いで「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の割合が28.5%となっています。

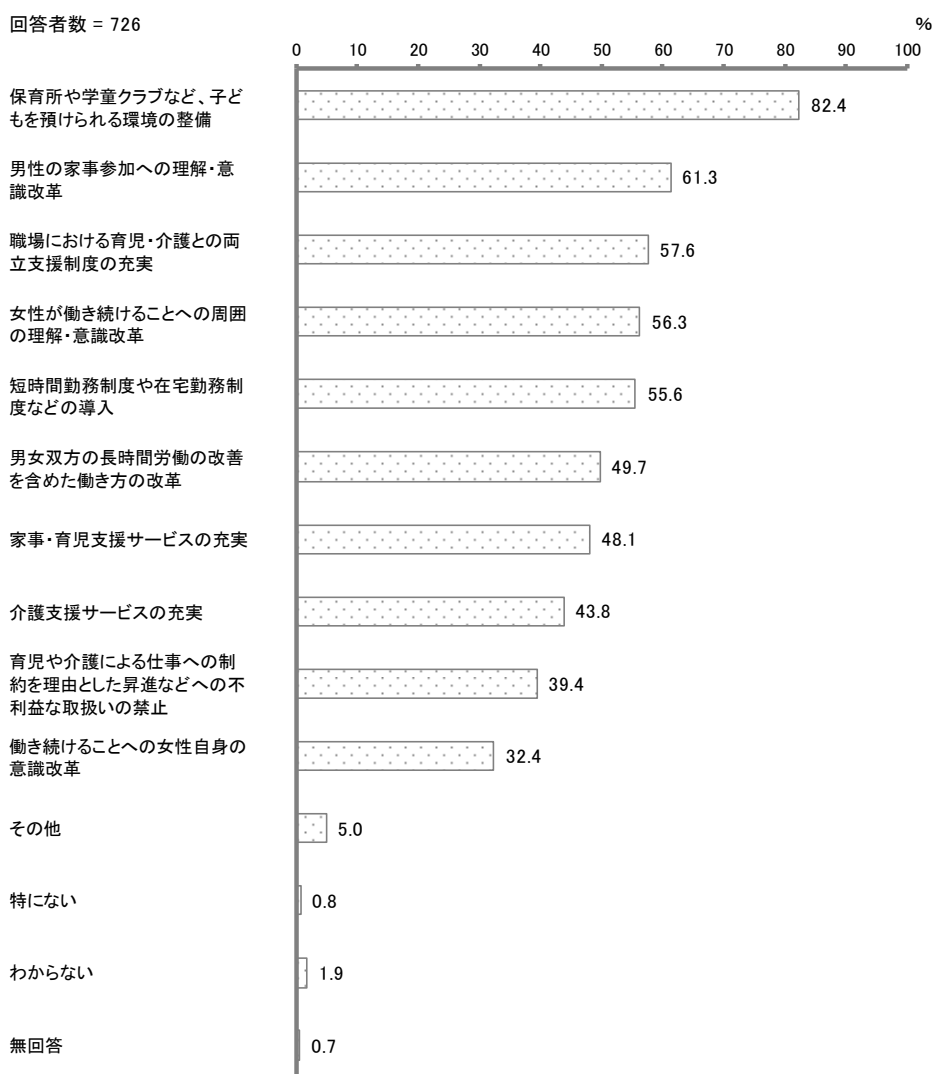
〔女性が職業をもつことについてどのように考えるか〕



イ 女性が出産後なども離職せずに働き続けるために、家庭・社会・職場において必要だと思うこと

女性が出産後なども離職せずに働き続けるために、家庭・社会・職場において必要だと思うことについて、「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」の割合が82.4%と最も高く、次いで「男性の家事参加への理解・意識改革」の割合が61.3%、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」の割合が57.6%となっています。

[女性が出産後なども離職せずに働き続けるために、
家庭・社会・職場において必要だと思うこと]

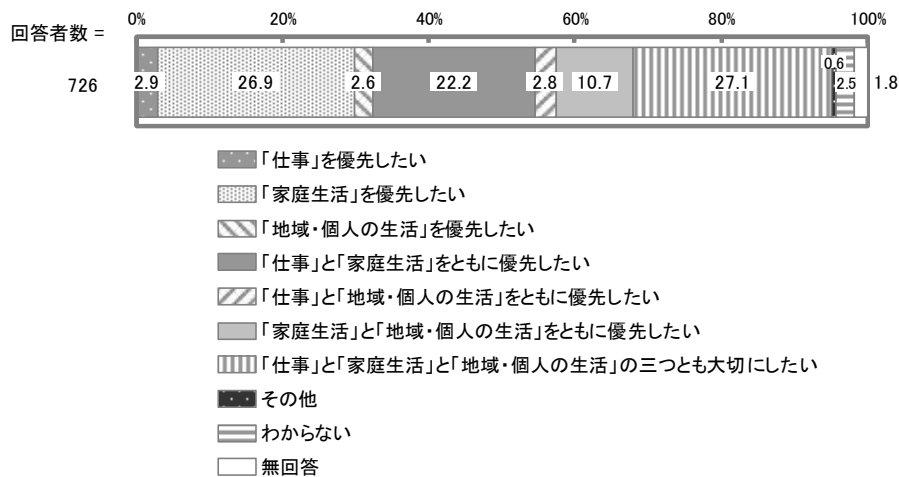


④ ワーク・ライフ・バランスについて

ア 生活の中で仕事、家庭生活、地域・個人の生活で何を優先するか（希望として）

生活の中で何を優先するかについて、希望としては「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の三つとも大切にしたい」の割合が27.1%と最も高く、次いで「家庭生活」を優先したい」の割合が26.9%、「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい」の割合が22.2%となっています。

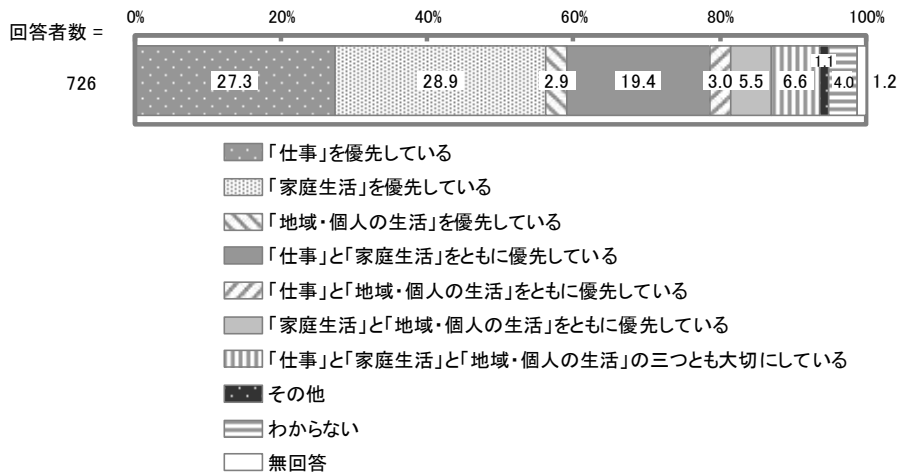
〔生活の中で仕事、家庭生活、地域・個人の生活で何を優先するか（希望として）〕



イ 生活の中で仕事、家庭生活、地域・個人の生活で何を優先するか（現実として）

生活の中で何を優先するかについて、現実としては「家庭生活」を優先している」の割合が28.9%と最も高く、次いで「仕事」を優先している」の割合が27.3%、「仕事」と「家庭生活」をともに優先している」の割合が19.4%となっています。

〔生活の中で仕事、家庭生活、地域・個人の生活で何を優先するか（現実として）〕

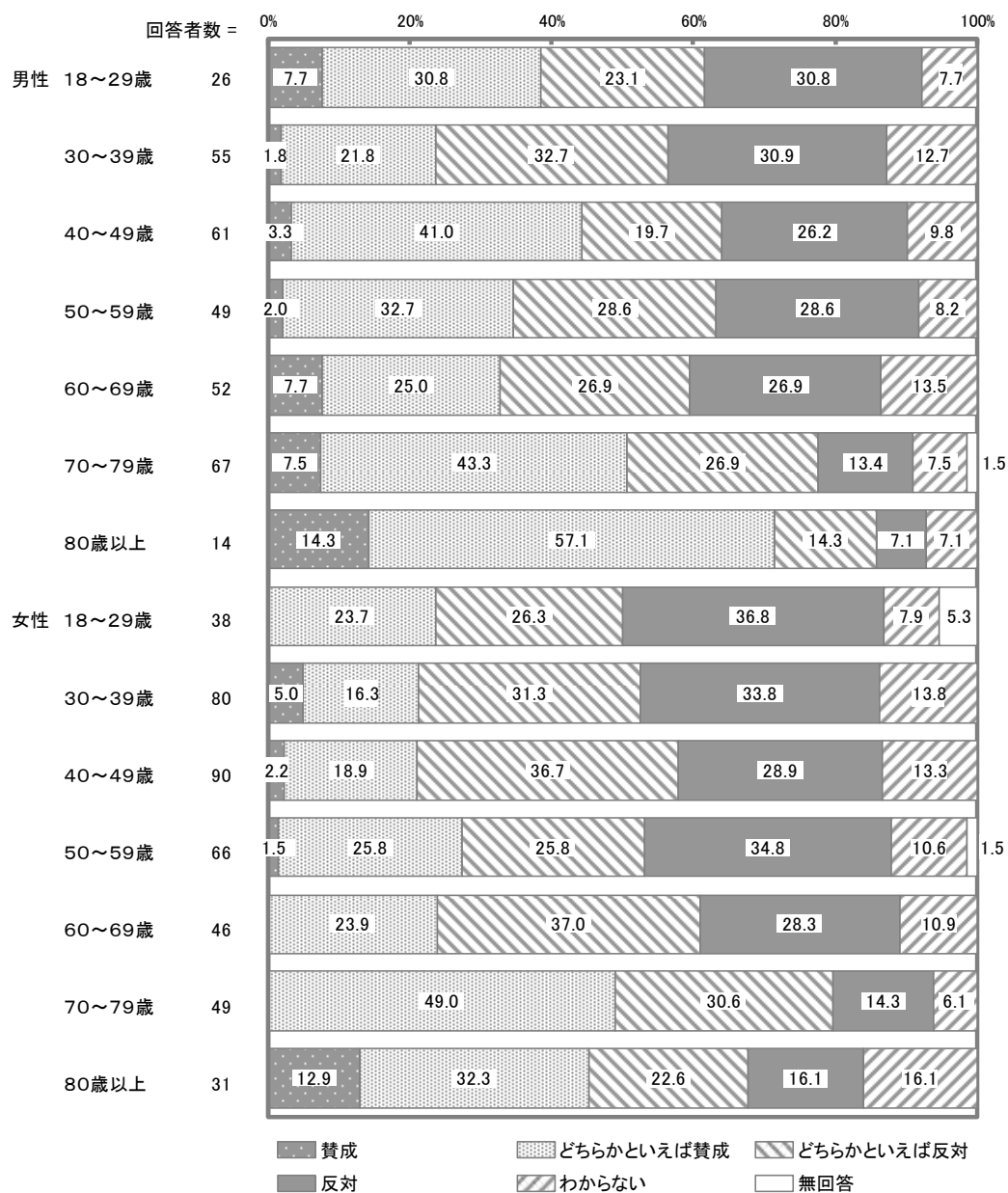


⑤ 家庭・子育て・介護・地域等について

ア 「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思うか

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、年齢別でみると、他に比べ、男性の80歳以上で“賛成”の割合が高くなっています。また、男性の30～39歳、女性の30～49歳、60～69歳で“反対”の割合が高くなっています。

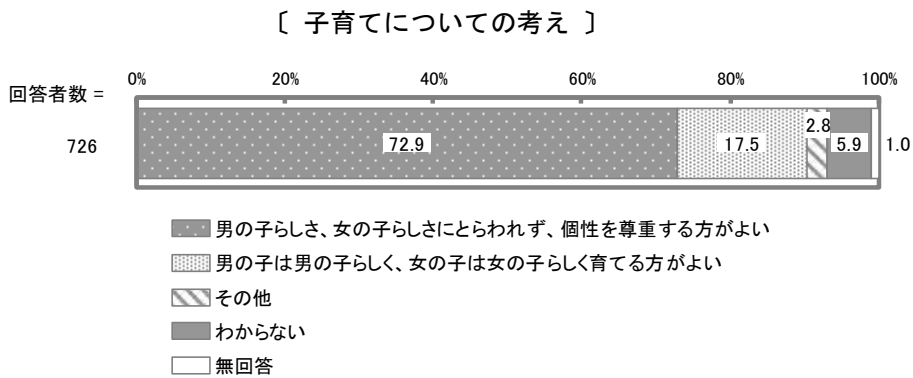
〔 「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思うか 〕



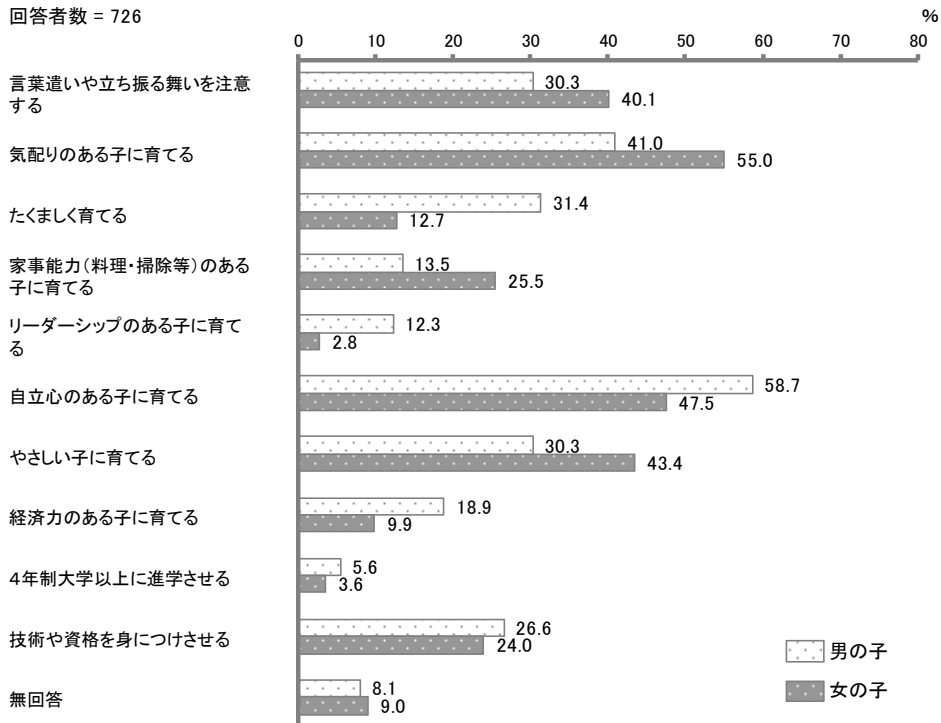
イ 子育てについての考え

子育てについての考えをみると、「男の子らしさ、女の子らしさにとらわれず、個性を尊重する方がよい」の割合が72.9%と最も高くなっています。

その一方で、子どもに対し身につけてほしいと思うこと（3つまで選択可能）については、男の子では、「自立心のある子に育てる」の割合が58.7%と最も高く、女の子では、「気配りのある子に育てる」の割合が55.0%と最も高くなっているなど、男の子と女の子の差が見られます。



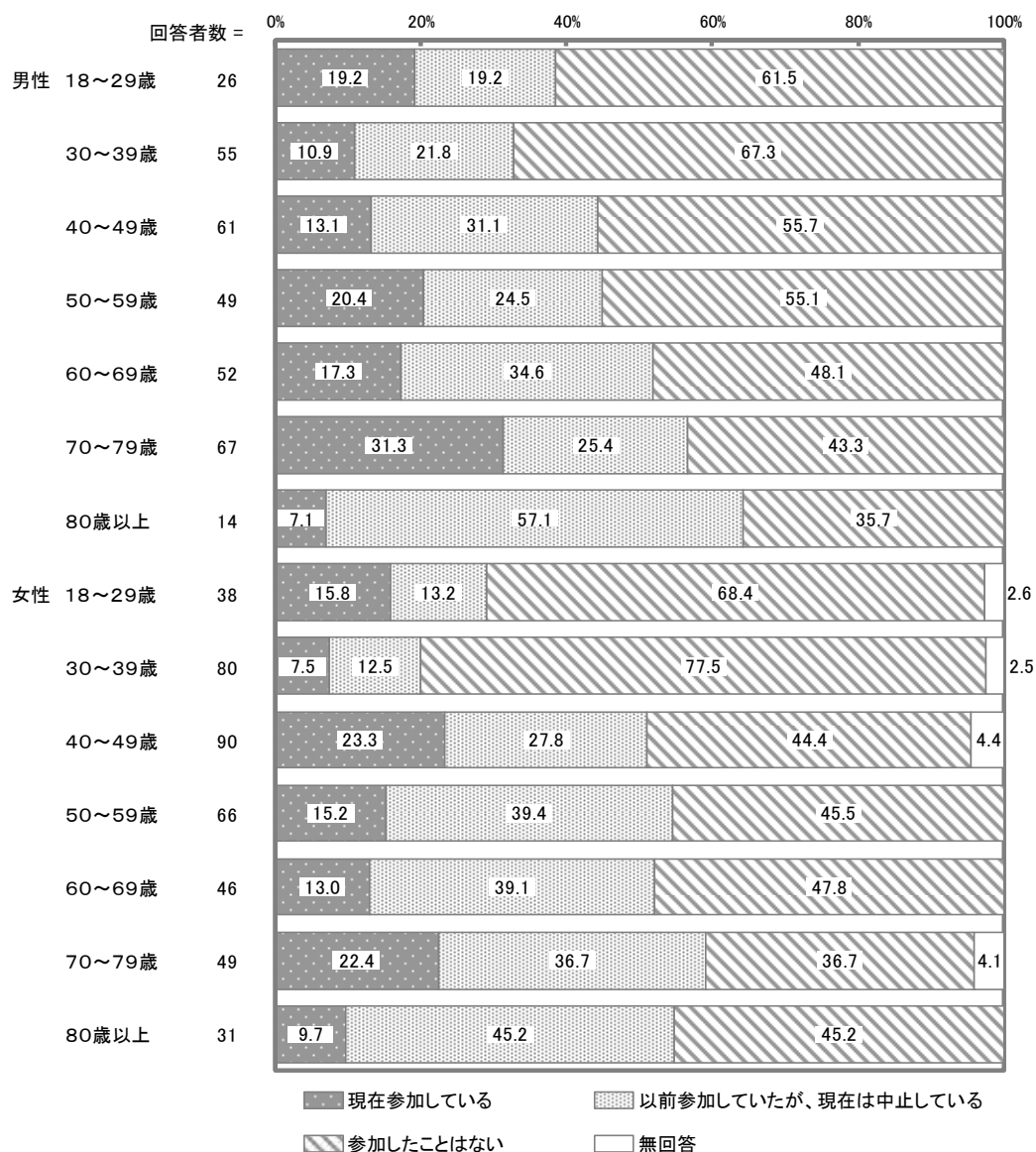
〔 子どもに対し身につけてほしいと思うこと 〕



ウ 仕事以外の地域活動の参加経験有無

仕事以外の地域活動の参加経験有無について、他に比べ、男性の70～79歳、女性の40～49歳、70～79歳で「現在参加している」の割合が、男性の80歳以上で「以前参加していたが、現在は中止している」の割合が、男性の30～39歳、女性の18～39歳で「参加したことはない」の割合が高くなっています。また、女性では年齢が高くなるにつれて「以前参加していたが、現在は中止している」の割合が高くなる傾向がみられます。

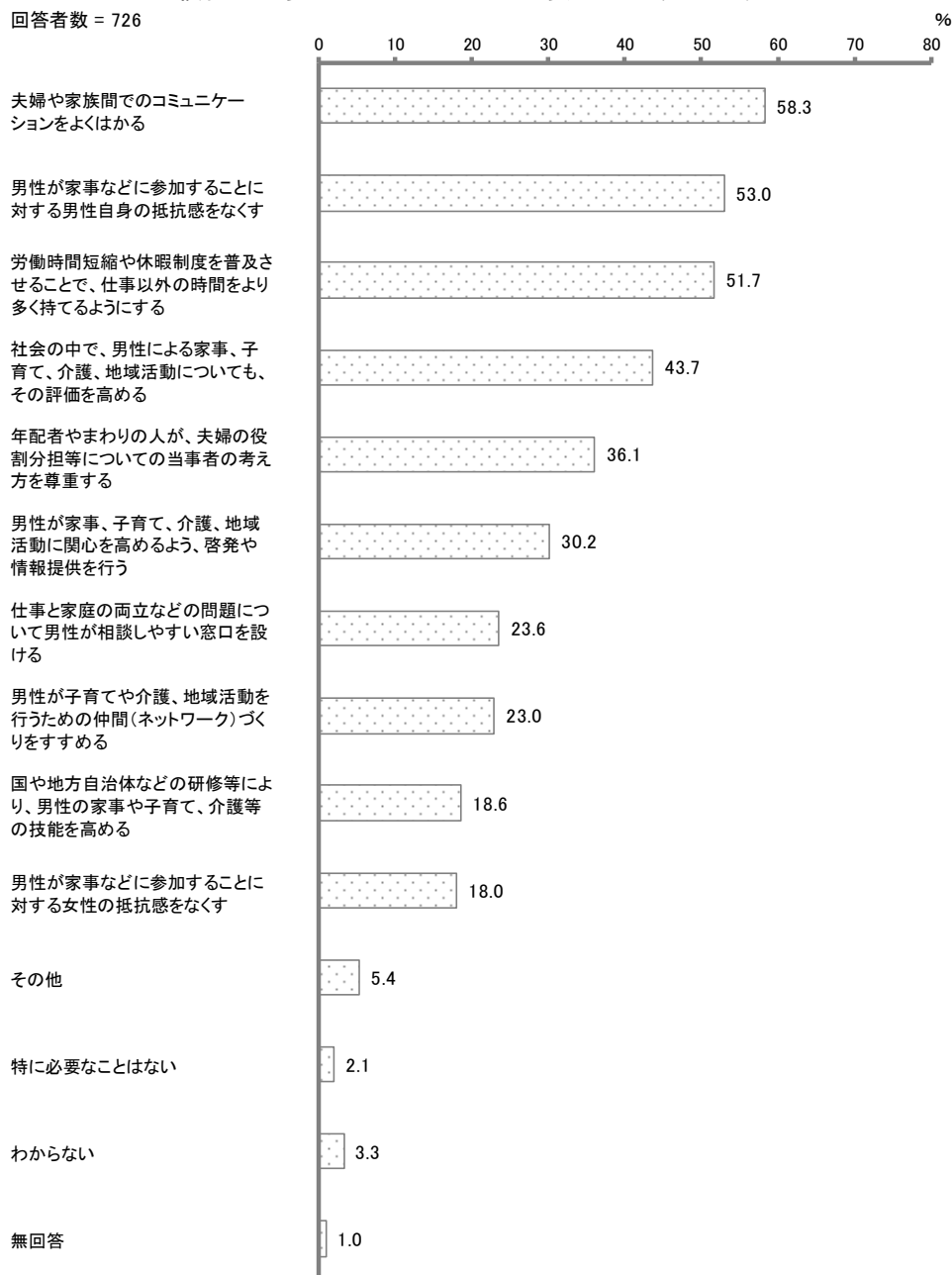
〔 仕事以外の地域活動の参加経験有無 〕



エ 男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要だと思うこと

男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要だと思うことについて、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる」の割合が58.3%と最も高く、次いで「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」の割合が53.0%、「労働時間短縮や休暇制度を普及させることで、仕事以外の時間をより多く持てるようにする」の割合が51.7%となっています。

〔 男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要だと思うこと 〕

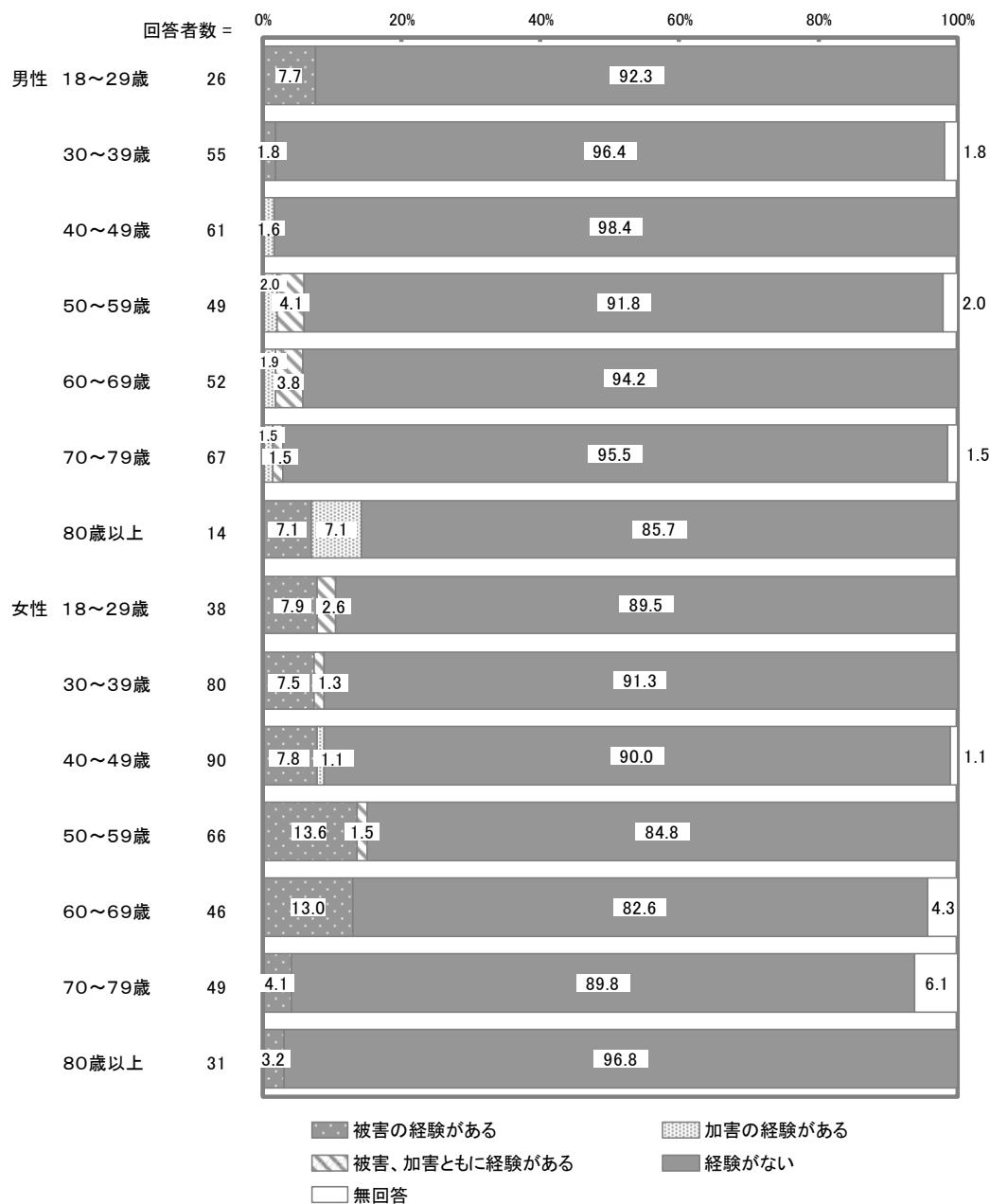


⑥ DV（ドメスティック・バイオレンス）について

ア 配偶者、パートナーまたは恋人との間におけるDV経験の有無

配偶者、パートナーまたは恋人との間におけるDV経験の有無について、性・年齢別で見ると、他に比べ、男性の18～29歳、女性の50～69歳で「被害の経験がある」の割合が高くなっています。また、男性の80歳以上で「加害の経験がある」の割合が高くなっています。

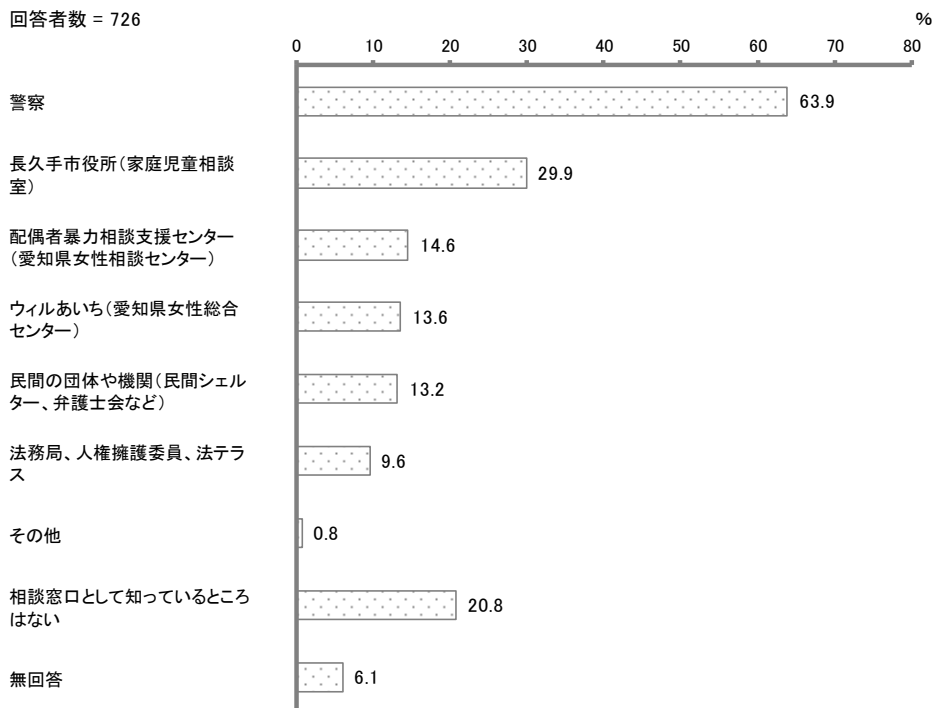
〔 配偶者、パートナーまたは恋人との間におけるDV経験の有無 〕



イ 配偶者、パートナーまたは恋人からの暴力について相談できる窓口の認知度

配偶者、パートナーまたは恋人からの暴力について相談できる窓口の認知度について、「警察」の割合が63.9%と最も高く、次いで「長久手市役所（家庭児童相談室）」の割合が29.9%、「相談窓口として知っているところはない」の割合が20.8%となっています。

〔 配偶者、パートナーまたは恋人からの暴力について相談できる窓口の認知度 〕

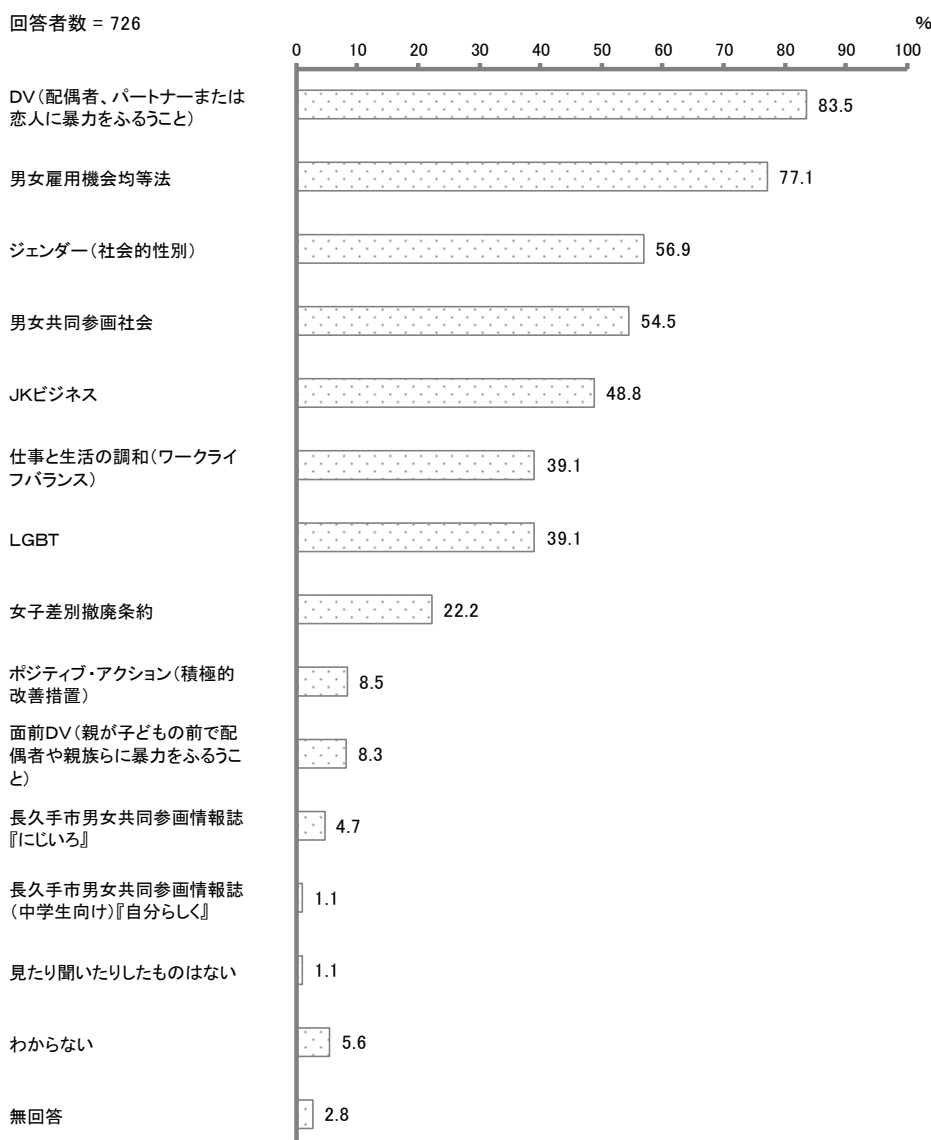


⑦ 行政の取組について

ア 男女共同参画に関する用語の認知度

男女共同参画に関する用語の認知度について、「DV（配偶者、パートナーまたは恋人に暴力をふるうこと）」の割合が83.5%と最も高く、次いで「男女雇用機会均等法」の割合が77.1%、「ジェンダー（社会的性別）」の割合が56.9%となっています。

〔 男女共同参画に関する用語の認知度 〕

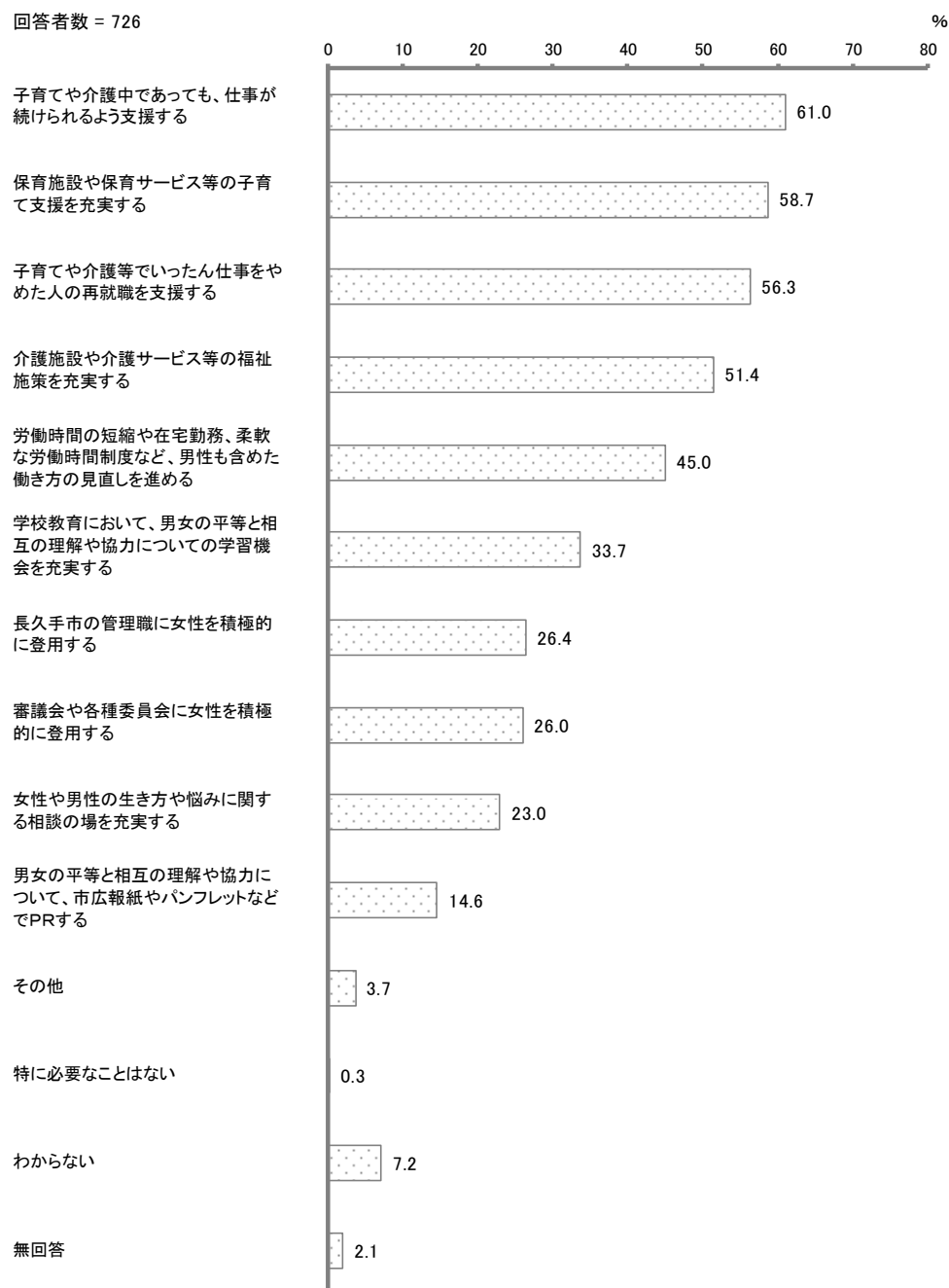


イ 男女共同参画社会を実現するために、市が今後、力を入れていくべきだと思うこと

男女共同参画社会を実現するために、市が今後、力を入れていくべきだと思うことについて、「子育てや介護中であっても、仕事が続けられるよう支援する」の割合が61.0%と最も高く、次いで「保育施設や保育サービス等の子育て支援を充実する」の割合が58.7%、「子育てや介護等でいったん仕事をやめた人の再就職を支援する」の割合が56.3%となっています。

〔 男女共同参画社会を実現するために、市が今後、力を入れていくべきだと思うこと 〕

回答者数 = 726



3 団体ヒアリング調査の結果概要

(1) 団体ヒアリング調査の概要

① 調査の目的

長久手市における子育て中の保護者や地域活動団体、商工会、企業等を対象に、日頃の生活の中で感じている課題や、今後の市における男女共同参画推進のための施策に期待すること等について聴取し、今後の施策を検討するためのヒアリング調査を実施しました。

② 実施方法

長久手市で活動する団体や企業の中から16団体を選び、ヒアリングシートを配布

③ 実施期間

2018（平成30）年9月から10月まで

④ 対象団体

子育て中の保護者、商工会等団体女性部、地域活動団体、子育て中の男性団体、企業など

(2) 団体ヒアリングの結果

① 家庭での役割について

家庭における父親・母親のありかたについては、母親の役割が重要であるという意見がありました。

項目	意見等
家庭における父親・母親のありかたについて	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てに関しては共同し、協力する関係である。結婚した後の子育てに関しては、地域の人々の関係性が必要だが、母親の役割が重要。 ○各人ができること、得意なことを分担すればよい。子どもにとって必要なものが満たされていれば、どちらがやってもよい。 ○可能であるなら幼稚園、保育園に入るまではお母さんが一緒に遊んで母子でいろいろな経験をしてほしい。

② 職場環境について

男性が制度を利用しにくい環境であるという意見が多くありました。また、上司の配慮が足りないという課題もあがっています。

項目	意見等
育児休業制度といった職場の現状について	<ul style="list-style-type: none"> ○上司の理解やリードは必要不可欠だが誰も口に出す雰囲気ではない。学校行事などには多少上司の配慮はあるが、日常における理解は全くない。 ○制度はあるが、男性はまだまだこの制度を利用する人が少ない、というのが現状。
職場の現状について	<ul style="list-style-type: none"> ○上司の理解やリードは必要不可欠だが、必要と思う各人が訴えていかなければ変わらない。男性の意識はなかなか変わらない人が多い。 ○制度があっても男性が積極的に利用しにくい環境なのではないかと思う。

③ 地域活動における男女共同参画について

仕事や子育てと地域活動との両立については、働きやすい仕組みづくりが必要であるという意見がありました。

また、男性主体の団体が多いという意見が多くありました。また、生活状況の違いにより、時間が合わせづらいという課題もあがっています。

項目	意見等
地域活動における女性の参画状況や、地域活動における女性のありかたについて	<ul style="list-style-type: none"> ○若い人は忙しいから年寄りがやるとか、地域に関わるのは女性がやるという考えがなくなればよいと思うが、実際難しいと思う。 ○昔ながらのお祭りなどで、女性が道具を触ってはいけないなど、女性が積極的に関わりづらい現状がある。
仕事や子育てと地域活動との両立について	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な場所に職場があり、パートタイマーでも働くことができる職種が市内に多く誕生することが必要。新たなビジネスの起業家を排出する仕組みを今から築いていく取組が必要。 ○夫婦のどちらもが家事・育児ができること。また必要な時は、家事・育児を優先できるような環境が整っていること。
活動を通じて市民と接する中で感じる、性的役割分担意識や性別による差別、あるいは地域でのしきたり等について	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの団体の運営に係る市民は男性のみ、女性のみと偏っている。代表者の世代交代が進まないことで新しい発想、新しい取組が生まれづらいのでは。 ○前時代的、現状に合っていないと感じることはあるが、いずれ世代が変われば変わっていけると思う。
地域活動における男女比について	<ul style="list-style-type: none"> ○どの団体も男性の方が多いと回答。

項目	意見等
地域活動における男女共同参画の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○男性主体の団体に少人数の女性が入会しても継続が難しい。会合の時間帯を合致させる事が難しい。 ○主婦が子連れでも参加しやすい企画。 ○活動の満足度のレベルが違うことや関心、興味の方向がマッチングしないことが多い。
防犯、防災活動における男女共同参画の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○年齢の格差がありすぎると高齢者は困るかも。 ○男性女性の役割分担が必要と思う。

④ 女性の社会参画について

男女の意識改革が必要であるという声が多くありました。就労支援等の環境が不足しているという課題もあがっています。

項目	意見等
自営業、中小企業などの家族従業者における女性の現状・課題について	<ul style="list-style-type: none"> ○家族の協力が不可欠。 ○男女が家庭、職場等で、それぞれの個性や能力が発揮できる社会が必要であるが、まだまだ男性側にも女性側にも固定的な考えがある様に思うので、意識改革が必要である。
女性経営者の視点から、職場での家庭と仕事の両立支援などについて	<ul style="list-style-type: none"> ○自分のできる範囲での活動を行っている。 ○女性経営者であって、男女参画を推し進めていく立場であるならば、男性と同じように、職場での立場を尊重しつつも家庭と仕事の両立を目指し、家庭間等の関わり方を考えて、意識改革を推し進めなければと思う。
女性の就業について、子育て後の再就職や、続けていくにあたり問題と思うことについて	<ul style="list-style-type: none"> ○産休・育休の充実が必要。 ○一企業間での問題ではなく行政の支援が必要だと思う。女性の就業については年齢の壁がまだまだ立ち塞がっている。能力、経験が生かされる就業ルート支援がもっと欲しい。
女性の就労継続や子育て後の再就職などの支援について	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所完備等、子どもと一緒に仕事ができる環境が必要。 ○能力のある人が、子育て、就業などでチャンスを逃すのは、各分野において損失だと思う。

⑤ 男性の地域活動への参画について

地域活動などへの男性の参画状況は男性主体という形態が多いですが、女性も受け入れやすいようにしたいという意見がありました。お互いの理解が必要であるという課題もあがっています。

項目	意見等
地域活動などへの男性の参画状況や、地域活動における男性のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> ○男性主体の形態を続けているが、女性の会員を積極的に募集し、女性特有の優しさを取り入れ、団体の活動を受け入れられやすい会にしたい。 ○どんな活動が地域にあるのかを広く知ってもらうことが必要である。 ○地域のイベントや、学校行事等、若い時から参加・参画している人は積極的に活動を続けていると思う。
仕事や子育てと地域活動との両立について	<ul style="list-style-type: none"> ○活動時間を休日や夜間に設けることも必要か。 ○短時間の活動参加から始めて世間も評価することが必要。理解してくれる仲間同士で始めると成功するかも。 ○お互いの理解が必要。

⑥ 育児や介護との両立支援について

短時間勤務制度、在宅勤務、復職希望登録制度などがありました。

項目	意見等
小学校就学前の子どものいる従業員や介護が必要な家族がいる従業員が利用できる制度について	<ul style="list-style-type: none"> ○育児短時間勤務制度 ○介護短時間勤務制度 ○フレックスタイム制 ○子の看護、介護休暇 ○祝日託児 ○在宅勤務 ○復職希望登録制度

⑦ 仕事と生活の調和について

長時間労働の是正、柔軟に働けるような制度の導入、管理職層への教育の検討などがありました。

項目	意見等
仕事と生活の調和の実現に向けた、長時間労働、就業形態の見直しについての課題や、今後の取組の方向性について	<ul style="list-style-type: none"> ○長時間労働の是正 ○残業時間の抑制 ○厚生労働省の「医師の働き方改革に関する検討会」の意見書をもとに取組の方向性を決定する予定。 ○柔軟に働けるような制度の導入を検討する。 ○管理職層への教育の検討

⑧ セクシュアル・ハラスメント※1を防止する取組について

防止マニュアルの周知、相談窓口の設置、社内規定での明示などがありました。

項目	意見等
セクシュアル・ハラスメントの防止について	<ul style="list-style-type: none"> ○防止マニュアルの周知 ○研修・講演会の実施 ○相談窓口の設置 ○監視室の設置 ○社内規定での明示

⑨ 今後の取組について

女性採用枠の増加、老若男女が共に活躍できる人事制度の立案などがありました。

項目	意見等
男女共同参画を実現するために、今後取り組んでいきたいこと、その課題等について	<ul style="list-style-type: none"> ○女性採用枠の増加 ○管理職養成研修 ○老若男女が共に活躍できる人事制度の立案 ○若手男性社員が個々の生活を犠牲にしがちになっているため、男性のワークライフマネジメントを可能にする施策の検討

⑩ その他、男女共同参画について

その他、以下のような意見がありました。

意見等
<ul style="list-style-type: none"> ○身体的に差異（体力・筋力・妊娠・出産といった構造上の差）があるのは仕方がないのだからそれを踏まえた上で平等に働き、生活できる社会の仕組みがほしい。 ○若い人たちは有益、無益で考えている人が多すぎる。もう少し若い人をまきこむようなことができるような内容にしないと難しいと思う。 ○子ども達は案外柔軟に考えているのに、大人の方が、頭が固いなど感じる。「男女共同参画」という言葉は知っていても、難しくとらえている人も多いのではないかと思うので、気軽に話し合ったり考えたりできる場があるといいと思う。 ○基本は家庭内の日頃の習慣があれば。 ○家庭生活における活動と他の活動の両立が大切である。 ○男女に差があるのは当然であるので、それを踏まえ相互に協力する気持ちが必要。

※1 セクシュアル・ハラスメント：性的ないやがらせのこと。特に雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者とその労働条件につき不利益を受けることまたは性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。

第2章 長久手市の男女共同参画を取り巻く現状

第2編

第3次長久手市男女共同参画基本計画

第1章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わらず、その個性と能力を十分発揮することのできる社会のことです。男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけられています。

近年、男女共同参画意識は高まりつつあるものの、性別に基づく固定的な役割分担意識は依然として根強く残っており、引き続き、家庭や職業生活、地域社会などにおける男女共同参画の意識啓発や女性の社会参画の促進に努めなければなりません。

「第6次長久手市総合計画」などの上位計画等で示されている市としての基本的な方向性を踏まえつつ、本計画においても第2次基本計画で掲げていた基本理念や計画の目指す男女共同参画社会を実現するためのキャッチフレーズを、引き続き継承します。

〔 基本理念 〕

男女共同参画社会の実現

〔 キャッチフレーズ 〕

男女がともに尊重し合い、
心を通わせる絆のまち ながくて

2 基本目標

基本理念のもと、目指すべき姿を実現するために、この計画の基本目標を次のとおり、設定します。

(1) 男女共同参画社会に向けた意識の向上

子どもから大人まで、あらゆる立場や世代の人々に対し、男女共同参画に関する認識や理解が深まるよう、様々な手段で市民への啓発を行い、男女共同参画を推進する基盤を整備します。

(2) 女性が活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）

女性の活躍を促進するため、その必要性、重要性についての理解を深めるとともに、男女が共に、仕事と家庭や地域での生活との両立を図りながら、子育てや介護等に主体的に関わることができるよう支援を進めます。

また、男性中心型労働慣行を見直すとともに、個人の能力を十分に発揮できるよう、雇用機会の均等や待遇の平等化などを進め、就業環境の整備を促進します。

(3) あらゆる分野での男女共同参画の推進

様々な分野で多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策や方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、職場、家庭、地域社会、防災等のあらゆる分野において、男女が対等な立場で参画し、能力や個性を発揮できる社会づくりを進めます。

(4) 安心して暮らせるまちづくり

男女がいつまでもいきいきと暮らせるよう、性別による特徴に応じた健康づくりを進めます。

また、生活を取り巻く様々な困難に直面する人々が、その人権が尊重され安心して自立した生活が送れる社会づくりに向けた取組を推進していきます。

(5) 人権が尊重され、DVのないまちづくり（DV防止基本計画）

男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するため、DVに対する意識を高めるとともにDV被害者への適切な対応を行うための相談体制や自立支援の取組を推進します。

3 計画の体系

〔基本理念〕

男女がともに尊重し合い、心を通わせる絆のまち
ながくて

〔基本目標〕

- 1 男女共同参画社会に向けた意識の向上
- 2 女性が活躍できる環境づくり
(女性活躍推進計画)
- 3 あらゆる分野での男女共同参画の推進
- 4 安心して暮らせるまちづくり
- 5 人権が尊重され、DVのないまちづくり
(DV防止基本計画)

〔施策の展開〕

- (1) 男女共同参画に関する
広報・啓発の推進
- (2) 学校などにおける
男女平等教育の推進
- (1) 男女平等の職場環境
づくりの推進
- (2) 女性のチャレンジ支援
- (3) 性別に関わらない仕事と
育児・介護の両立支援の推進
- (1) 政策・方針決定過程への
女性の参画促進
- (2) 地域活動における
男女共同参画の推進
- (3) 防災など様々な分野における
男女共同参画の推進
- (1) 生涯を通じた心身の
健康づくり
- (2) 様々な困難を抱える
人への支援
- (1) DV等に対する啓発の推進
- (2) DV相談体制の整備
- (3) 被害者の自立への支援

〔 重点課題 〕

①男女共同参画に対する情報提供の充実
③男女平等の視点に立った慣習の見直し
⑤性的少数者への理解促進

②男女共同参画に関する学習機会の提供
④国際社会における男女共同参画の推進

①多様な選択を可能にする教育の充実
③男女を区別する慣習の見直し

②性に対する正しい知識についての教育の推進
④男女平等教育に対する教育関係者の意識改革

①団体、企業などにおける女性の参画促進とポジティブ・アクションの推進
②様々なハラスメント防止対策の推進

①子育て後の女性の再就職に対する支援
③女性の起業に対する支援

②女性の職業能力育成に対する支援

①保育施設・サービスの充実
③男女がともに家庭生活に関われる環境づくり

②子育て支援サービスの充実
④職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

①審議会などにおける女性の登用促進

②管理職などへの女性の登用促進

①地域活動の役職などにおける女性の登用促進
③男女共同参画に取り組む市民グループへの育成と支援

②地域活動への参画促進

①地域防災における男女共同参画の充実

②女性の視点に立った防災対策の推進

①リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及・啓発
③生涯を通じた健康づくりの推進

②妊娠・出産期のこころと身体の健康づくり

①高齢者・障がいのある人の生活安定と自立支援
③在住外国人に対する生活安定と自立支援

②ひとり親家庭、生活困窮世帯などの生活安定と自立支援

①DVの防止の推進

②デートDV等若年層への啓発の推進

①相談窓口の周知

②性別を問わない総合的相談体制の充実

①早期発見体制の整備
③生活再建に向けた支援の実施

②保護体制の充実

4 数値目標一覧

本計画では基本目標ごとに、取り組むべき施策の指標として以下の数値目標を設定します。

	基本目標	項目	現状値 (2017年度 (平成29年度))	目標値 (2022年度)
1	男女共同参画社会に向けた意識の向上	男女の地域の中での平等意識 ^{※1}	37.7%	40.0%
2		男女共同参画関連図書の蔵書数	408冊	500冊
3	女性が活躍できる環境づくり	一時保育事業の実施園数	6園	7園
4		市内保育施設の受入可能児童数	1,616人	1,767人
5		ファミリーサポートセンターの援助活動ができる会員数	203人	240人
6		児童クラブ・学童保育所の受入人数	689人	900人
7		男性職員の育児休業の取得率	6.3%	13%以上
8		ファミリー・フレンドリー企業数	3企業	6企業
9	あらゆる分野での男女共同参画の推進	女性委員 ^{※2} の登用率	37.0%	40.0%以上
10		女性委員のいない審議会数	2機関	0機関
11		女性職員の管理職(課長級以上)への登用率	27.0%	25.0%以上 ^{※3}
12		間仕切りなど避難所における女性への配慮備品を備蓄	9箇所分	25箇所分
13	安心して暮らせるまちづくり	「パパママ教室」の夫の参加率	37.66%	43.0%
14		職員のメンタルヘルスに関する研修等参加のべ人数	192人	300人
15		各がん検診受診率	胸部 63.5% 胃 42.7% 大腸 61.7% 子宮 40.0% 乳腺 53.1%	それぞれ 50%以上
16	人権が尊重され、DVのないまちづくり	DV経験のある市民の割合 ^{※4}	7.3%	0.0%
17		DVに関する相談窓口の認知度 ^{※5}	73.1%	85.0%

※1、4、5 男女共同参画に関する市民アンケートで調査する割合

※2 市執行機関及び市付属機関等における女性委員

※3 長久手市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に基づき設定

第2章

施策の方向

基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識の向上

1-1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

市民意識調査によると、社会全体での平等感について、国や県に比べると8ポイント以上低いものの、“男性の方が優遇されている”の割合は6割半ばと高くなっています。

こうした中、男女共同参画社会を実現するために今後、市が力を入れることについて、「男女の平等と相互の理解や協力について、市広報紙やパンフレットなどでPRする」ことが求められています。

固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会制度・慣行を見直し、市民一人ひとりの意識変革を進めていくために、意識の見直しにつながる情報提供や啓発、男女共同参画に関する法制度の周知、学習機会の提供などを行っていくことが必要です。

また、性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)への理解を深め、多様な性を尊重する意識を醸成することも必要となってきています。

重点課題① 男女共同参画に対する情報提供の充実

男女共同参画の理念やジェンダー（社会的性別）の視点について正しく理解されるよう、様々な機会や媒体を通じた情報提供や啓発活動の充実を図ります。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	市の情報発信において、固定的な性別役割分担意識にとらわれない表現をしていきます。	○固定的な性別役割分担意識に基づく表現の継続的なチェック ○広報紙等作成にかかるガイドラインの見直し（随時）	情報課 全課
2	広報紙やホームページ等を利用し、男女共同参画に対する意識を啓発していきます。	○国の男女共同参画週間（6月23日～6月29日）、県の男女共同参画月間（10月）等にあわせた広報	たつせがある課
3	男女共同参画に関する情報紙の内容を充実し、男女共同参画意識の普及・啓発をしていきます。	○身近なテーマを取り上げた、わかりやすい情報紙の作成	たつせがある課

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
4	人権週間には、チラシやリーフレットなどで、人権意識の高揚をしていきます。	○高齢者、障がいのある人、子ども等の人権擁護委員との連携強化 ○関係各課と連携・協力した人権に関する啓発の推進	福祉課
5	男女共同参画関連図書を充実していきます。	○男女共同参画関連図書の蔵書の充実	中央図書館

重点課題② 男女共同参画に関する学習機会の提供

男女平等意識や男女共同参画についての意識啓発を図るため、各種講演会や学習会等を開催します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
6	男女共同参画に関する講演会や学習会などを開催していきます。	○関係各課と連携した講演会や学習会の開催	たつせがある課
7	市職員を対象とした男女共同参画に関する研修の機会を提供していきます。	○関係団体主催の研修への参加の検討	たつせがある課 人事課

重点課題③ 男女平等の視点に立った慣習の見直し

家庭において、男女が互いの人格を尊重し、相手の立場を理解して助け合いながら生活していけるよう、幅広い年代を対象とした講座などを開催します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
8	男女がともに家庭での責任を果たすための意識などの啓発講座を開催していきます。	○育児・家事・子育てなどをテーマにした講演会の開催 ○若年世代からシニア世代まで幅広い年代を対象とした多様な講座の開催	たつせがある課

重点課題④ 国際社会における男女共同参画の推進

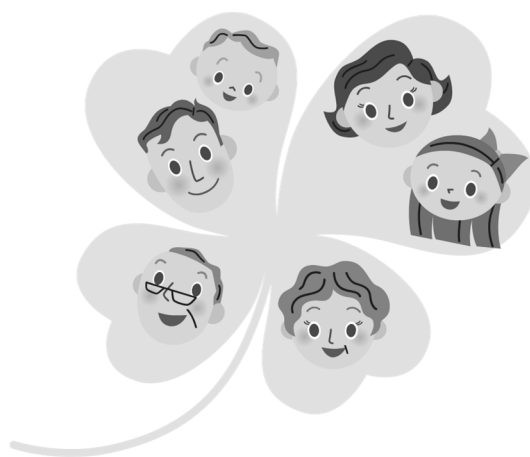
市内在住外国人との交流の機会を活用しながら、国際的な視点からの男女共同参画に関する情報の共有を進めます。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
9	男女共同参画に関する国際的な動向についての情報を収集するとともに、情報発信をしていきます。	○男女共同参画に関する国際的な情報の収集 ○国際交流協会による交流の促進	たつせがある課

重点課題⑤ 性的少数者への理解促進

性的マイノリティ（LGBT^{※1}）に対する人権への配慮に向けて、性別にとらわれない、多様な生き方を認め合えるよう啓発を行います。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
10	チラシやリーフレットなどで、人権意識の高揚をしていきます。	○関係各課と連携・協力した人権に関する啓発の推進	たつせがある課



※1 LGBT：女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、両性愛者（バイセクシャル）、心と体の性の不一致（トランスジェンダー）の頭文字からなる言葉で、性的少数者を表す言葉のひとつ。

1-2 学校などにおける男女平等教育の推進

市民意識調査によると、男女共同参画社会を実現するために今後、市が力を入れることについて、「学校教育において、男女の平等と相互の理解や協力についての学習機会を充実する」の割合が33.7%と前回調査に比べ約10ポイント増加し、幼少期から男女平等教育を推進していくことの重要性が高まっています。

学校などにおいては、ジェンダーにとらわれない個性を尊重した教育を推進するとともに、子どもたちが男女共同参画の考え方に基づく自立及び職業に対する意識を持ち、将来を見通した自己形成を促すための教育が必要です。また、教育関係者に対する研修の充実や、保護者に対する啓発を進めることも必要です。

重点課題① 多様な選択を可能にする教育の充実

男女共同参画について正しい理解を浸透させるため、男女共同参画に関する学習を推進します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
11	学級活動などで男女区別のない活動を実施していきます。	○性別に関わらず行う学校における諸活動の推進	教育総務課
12	男女共同参画への理解を深める学習を推進していきます。	○育児、家事などにおける男女共同参画の学習の推進	教育総務課

重点課題② 性に対する正しい知識についての教育の推進

社会的な性別（ジェンダー）と生物学的な性別（セックス）について正しく学び、互いの性に対する理解を深めていく教育を推進します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
13	個人の尊厳を重視した性の認識を深める指導をしていきます。	○市内3か所の中学校における「性」をテーマにした講義の実施	健康推進課
14	命の教育の推進のため、外部講師を招いた学習の機会を提供していきます。	○市内3か所の中学校における「命」「生きる」をテーマにした講義の実施	健康推進課 教育総務課
15	保健体育や学級活動において性教育指導をしていきます。	○保健体育や学級活動における性教育指導の継続 ○性犯罪に遭わないための指導の強化	教育総務課

重点課題③ 男女を区別する慣習の見直し

男女を区別する制度や慣習を見直していきます。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
16	男女混合名簿を広めていきます。	○男女混合名簿の継続利用 ○男女混合名簿を利用する学校の拡大	教育総務課
17	総合的な学習の中で慣習・慣例の見直しをしていきます。	○子どもによる男女平等をテーマとした話し合いの随時実施	教育総務課

重点課題④ 男女平等教育に対する教育関係者の意識改革

教育関係者の学習、研修の充実や意識啓発を行い、資質の向上を図ります。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
18	教育関係者の研修を実施していきます。	○教職員などに対する研修機会の充実 ○教職員などに対する研修への参加促進	教育総務課



「基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識の向上」 の達成に向けて

○ 数値目標の設定

	項目	現状値 (2017年度 (平成29年度))	目標値 (2022年度)	担当課
1	男女の地域の中での平等意識※	37.7%	40.0%	たつせがある課
2	男女共同参画関連図書の蔵書数	408冊	500冊	中央図書館

※男女共同参画に関する市民アンケートにおいて、地域の中で「平等である」と感じている人の割合

○ 市民や教育・保育関係者の役割

市民

- ・ 固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、一人ひとりの個性を大切にしましょう。
- ・ 男女共同参画に関する研修・講座や意識啓発の機会に積極的に参加しましょう。
- ・ 周囲の情報の中に、男女に関する偏った表現がないか、差別を助長するようなものがないか注意して確認しましょう。

教育・保育 関係者

- ・ 性別によって区別することなく、個性を尊重した教育や保育を行いましょう。
- ・ 子ども達が性や命について正しく理解できるような教育を行いましょう。
- ・ 子どもの教育に関わる人は、子どもが小さな頃から男女平等の意識を持つことができるよう、自身も男女共同参画に関する理解を深めましょう。

基本目標2 女性が活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）

2-1 男女平等の職場環境づくりの推進

女性活躍推進法が施行され、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が一層重要となってきています。市民意識調査によると、職場における男女の不平等感は依然として残り、事業所と連携しながら、意識改革や働きやすい環境整備などとともに、事業者によるポジティブ・アクションの取組を促進することが必要です。

また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント^{※1}は人権侵害であるとともに、就労環境を悪化させ、職場の労働意欲を下げる要因となることから、各事業所において様々なハラスメント防止対策を図っていくことが必要です。

重点課題① 団体、企業などにおける女性の参画促進とポジティブ・アクションの推進

男女共同参画の視点の重要性について、団体、企業に意識啓発を図ります。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
19	総合評価落札方式による入札において、「愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録の有無」を評価項目とします。	○引き続き実施	行政課
20	パンフレットなどを活用し、企業に意識改革の働きかけをしていきます。	○窓口等での働きかけ	たつせがある課

重点課題② 様々なハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント^{※2}等の各種ハラスメントの根絶に向け、団体、企業に向けた啓発を推進します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
21	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発を行い、人権尊重の意識づくりを推進していきます。	○市職員を対象とした、各種ハラスメント防止についての要綱策定の検討 ○人権教育指導者研修会への社会教育委員参加による、人権尊重の意識づくりの推進	人事課 生涯学習課

※1 マタニティ・ハラスメント：職場等において妊娠、出産、子育てなどをきっかけとして嫌がらせや不利益な扱いを受けること。

※2 パワー・ハラスメント：職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範ちゅうを超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。

2-2 女性のチャレンジ支援

市民意識調査によると、男女共同参画社会を実現するために今後、市が力を入れることについて、「子育てや介護等でいったん仕事をやめた人の再就職を支援する」の割合が5割半ばと高く、女性の継続就業のための環境整備、離職した女性の再就職や起業の支援、能力開発等に関する情報の提供や相談の実施など、就職に対する支援を行うとともに、女性自身の幅広い分野への進出を支援していくことが重要となります。

重点課題① 子育て後の女性の再就職に対する支援

子育て後の女性の再就職に対する支援を図るため、市内の企業や商工会に働きかけをします。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
22	退職者への再就職意思の確認をする働きかけをしていきます。	○窓口等での働きかけ	たつせがある課

重点課題② 女性の職業能力育成に対する支援

企業や事業所内での女性の能力育成に向けた学習機会の提供や、啓発を推進します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
23	職業能力育成の講習会などへの参加を市民や企業に働きかけていきます。	○窓口等での働きかけ ○公民館講座でのパソコン講座の開催	たつせがある課 生涯学習課

重点課題③ 女性の起業に対する支援

起業の場の提供や情報発信により、起業を目指す女性への支援を行います。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
24	起業の場を提供するなど、起業を目指す女性に対する支援を行っていきます。	○窓口等での働きかけ	たつせがある課

2-3 性別に関わらない仕事と育児・介護の両立支援の推進

市民意識調査によると、仕事における市民の意識について「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方は解消されつつあるものの、仕事・家庭・地域生活などにおいて、理想に比べ現実では『仕事』を優先している人が多く、理想と現実ギャップがある状況です。

また、男女共同参画社会を実現するために今後、市が力を入れることについて、「子育てや介護中であっても、仕事が続けられるよう支援する」「保育施設や保育サービス等の子育て支援を充実する」「労働時間の短縮や在宅勤務、柔軟な労働時間制度など、男性も含めた働き方の見直しを進める」などの割合が高く、ワーク・ライフ・バランスの一層の推進が求められています。

このため、きめ細かな子育て支援・介護支援策の推進や、事業者と労働者双方へのワーク・ライフ・バランスについての積極的な情報提供と啓発、事業者等と連携した職場環境の整備などを進めていくことが必要です。

重点課題① 保育施設・サービスの充実

多様な保育ニーズに対応するため、保育施設の整備に取り組むとともに、延長保育事業や一時保育事業などの保育サービスの充実を図ります。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
25	保護者の就労時間、勤務時間の多様化に対応した延長保育事業や一時保育事業など、保育サービスを充実していきます。	○延長保育事業や一時保育事業の実施体制の整備	子育て支援課
26	待機児童の解消に努めていきます。	○地域型保育事業など新設保育施設の設置や保育園の改築による児童の受入拡充	子育て支援課

重点課題② 子育て支援サービスの充実

働く男女の仕事と家庭生活の両立を支援するため、子育て支援サービスの充実を図ります。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
27	ファミリーサポート事業を充実していきます。	○依頼会員に対応する援助会員の増大のための事業の周知 ○活動中の事故予防のための講習会の充実	子育て支援課
28	子育て支援短期事業（ショートステイ）の周知を図ります。	○広報紙・ホームページにおける周知	子育て支援課
29	子育て支援制度などの情報提供を充実していきます。	○広報紙・ホームページにおける周知 ○育児講座の開催	子育て支援課
30	児童クラブや学童保育所の受入数を拡充していきます。	○ニーズ調査の結果や実際の申込状況を踏まえての児童の受入拡充	子育て支援課
31	子育て支援ボランティアの情報提供をしていきます。	○子育て支援団体同士の交流会の実施及び情報紙作成	社会福祉協議会

重点課題③ 男女がともに家庭生活に関われる環境づくり

男女がともに家事、育児、介護などに積極的に参加できるような環境づくりに取り組みます。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
32	家事教室（料理、ゴミ分別講習など）を開催していきます。	○「エコ料理教室」の開催 ○「エコ料理教室」の周知による参加者の確保	環境課
33	男女がともに育児、介護などに携わることができるよう公共施設の改善をしていきます。	○施設を新設する際の大人・子ども兼用のおむつ交換ベッドの設置推進 ○男性トイレへのベビーチェア、ベビーベッド設置の推進	全課

重点課題④ 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

職場における子育て支援を充実するとともに、育児・介護休業制度の男性の取得促進を図ります。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
34	団体・企業などの要請に応じ、男女共同参画に関する出前講座を実施していきます。	○大学への講師派遣の依頼 ○各団体への仕事と家庭の調和についての意識啓発の働きかけ	たつせがある課
35	育児・介護休業制度を整備し、男性の取得を働きかけていきます。	○育児・介護休業制度の周知 ○企業等への働きかけ ○窓口等での男性への取得の働きかけ	人事課 たつせがある課
36	パンフレットなどの配布を通じてファミリー・フレンドリー企業に関する情報提供を行い、ファミリー・フレンドリー企業への登録を支援していきます。	○窓口等での働きかけ	たつせがある課
37	子育て期の就労者に対する雇用者への理解を促進していきます。	○窓口等での働きかけ	たつせがある課



「基本目標2 女性が活躍できる環境づくり」 の達成に向けて

○ 数値目標の設定

	項目	現状値 (平成29年度 (2017)年度)	目標値 (2022年度)	担当課
3	一時保育事業の実施園数	6園	7園	子育て支援課
4	市内保育施設の受入可能児童数	1,616人	1,767人	子育て支援課
5	ファミリーサポートセンターの援助活動ができる会員数	203人	240人	子育て支援課
6	児童クラブ・学童保育所の受入人数	689人	900人	子育て支援課
7	男性職員の育児休業の取得率	6.3%	13%以上	人事課
8	ファミリー・フレンドリー企業数	3企業	6企業	たつせがある課

○ 市民や企業の役割

市 民

- ・男女がともに仕事と家庭のバランスのとれた生活が送れるよう、家族間の共通認識を持つため、家庭内で話し合しましょう。
- ・育児・介護休暇を積極的に活用しましょう。
- ・家事や育児・介護などに積極的に参加しましょう。

企 業

- ・ワーク・ライフ・バランスを実現するための職場環境を整備しましょう。
- ・セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントのない職場づくりに努めましょう。
- ・募集、採用、昇進、給与などにおいて、性別を理由とした格差をなくしましょう。
- ・子どもを持つ人も働きやすいよう、在宅勤務やフレックスタイム、短時間勤務制度といった柔軟な勤務形態についても検討しましょう。

基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進

3-1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

市民意識調査によると、政治（政策決定）の場での平等感について、“男性の方が優遇されている”の割合が前回調査より増加し、依然として政治の場において男女の不平等感が残っていることがうかがえます。

男女共同参画社会の実現のためには、政策・方針決定の場に男女が対等な立場で参画し、意見が反映されることが重要です。そのために、市民の身近な生活に深く関わりを持つ市政において、市が率先して審議会や行政委員会委員等への女性の選任や、市の女性職員・教職員の職域拡大及び管理職等への登用に積極的に取り組むことが必要です。

重点課題① 審議会などにおける女性の登用促進

審議会や委員会などに女性の登用を進め、政策や方針決定に男女の意見をともに取り入れた市政を推進します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
38	女性委員の登用を40%以上にしていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○委員募集の際の広報・周知の推進 ○市執行機関及び市付属機関等における女性の登用促進に向けた委員選定の推進 	経営企画課 全課
39	女性委員のいない審議会などを解消していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○あて職など委員の見直し ○委員募集の際の広報・周知の推進 	経営企画課 全課

重点課題② 管理職などへの女性の登用促進

個人の能力や適性を活かした配置を図り、管理職への登用を促進します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
40	女性職員の管理職への登用を促進していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○管理職に女性を確保していくための働き方の見直し ○男女の分け隔てない登用を行う人事管理の徹底 	人事課

3-2 地域活動における男女共同参画の推進

男女がともに豊かに暮らせる、魅力ある地域社会を形成するには、男女が主体的に地域活動へ参画するための取組が必要です。しかし実際には、働く男性は女性と比較して地域活動への参加が少なく、一方で、役職者には男性が多いという現状があり、地域等で活躍できる女性の育成を図るとともに、働く男女がともに地域活動に参画できるような仕組みづくりを進めていく必要があります。

また、市民意識調査によると、地域活動について、特に女性の20歳代、30歳代で「参加したことはない」の割合が高く、若い世代の地域活動への参画を図っていくことが必要です。

更に、地域で活動する団体等に対しては、これまでの慣行を見直し、意思決定過程への女性の参画の促進に努めるよう意識付けや啓発を行っていくことも必要です。

重点課題① 地域活動の役職などにおける女性の登用促進

組織の責任ある地位への女性の登用を促進します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
41	女性リーダーの育成を支援していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○女性リーダー育成機会の提供 ○事業実施の中での女性支援の推進 ○女性リーダー育成セミナー等の情報提供の推進 	たつせがある課 生涯学習課
42	性別に関わらず、地域活動などへの自分の名前での登録を促進していきます。	○活動主体である女性に対する、自分の名前での登録の呼びかけ	全課

重点課題② 地域活動への参画促進

地域活動への参画が特に少ないとされる若い世代でも参加できるよう、活動時間の見直しなどを行うとともに、子育て世代の地域活動への参画を進めます。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
43	P T A活動は、保護者が参加しやすい時間に活動していきます。	○保護者の意見を踏まえた事業の実施	生涯学習課
44	地域活動への参画を促進していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ボランティアへの参画促進 ○地域共生ステーションにおける、多世代が集まれる仕組みづくりや地域活動への参加促進 	たつせがある課 全課

重点課題③ 男女共同参画に取り組む市民グループへの育成と支援

団体等が行う男女共同参画に寄与する取組を支援します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
45	地域において男女共同参画の視点を持って活動に取り組めるよう働きかけていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画を促進する団体の育成 ○男女共同参画団体の支援及び協働事業の実施 ○地域活動における、企画段階からの男女共同参画の視点の取り入れ促進 	たつせがある課



3-3 防災など様々な分野における男女共同参画の推進

近年、東日本大震災や熊本地震での避難所の運営方針等で男女共同参画の視点が反映されなかったという教訓を生かして、平時から男女共同参画の視点を持った地域防災体制の整備が求められています。

安全で安心して暮らせるまちづくり、災害に強いまちづくり、また環境にやさしいまちづくりを進めるためには、あらゆる人が参画し、それぞれのニーズの違いをまちづくりに反映させていくことが必要です。

特に、被災時には、女性や高齢者、子どものニーズが軽視されるなど、これらの人々がより厳しい立場に置かれることを考慮し、特に避難所運営に女性の参画は欠かせず、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害対策を推進することが必要です。

重点課題① 地域防災における男女共同参画の充実

地域防災における男女共同参画を推進するため、性別を超えた地域防災活動への参画促進や、防災組織団体等の充実を図ります。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
46	地域の安全の基盤づくりに努め、地域防災への参画を促進していきます。	○地域ボランティアへの参画促進、防災組織への女性登用の促進	安心安全課 たつせがある課

重点課題② 女性の視点に立った防災対策の推進

男女共同参画の観点から震災時の避難所運営に向けた準備を行います。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
47	防災の分野に女性の視点やニーズを取り入れます。	○授乳にも使用できる間仕切りの設置など、避難所における女性への配慮 ○男女共同参画の視点に立った避難所運営訓練等の実施	安心安全課

「基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進」 の達成に向けて

○ 数値目標の設定

	項目	現状値 (2017年度 (平成29年度))	目標値 (2022年度)	担当課
9	女性委員 ^{※1} の登用率	37.0%	40.0%以上	経営企画課 全課
10	女性委員のいない審議会数	2機関	0機関	経営企画課 全課
11	女性職員の管理職(課長級以上)への登用率	27.0%	25.0%以上 ^{※2}	人事課
12	間仕切りなど避難所における女性への配慮備品を備蓄	9箇所分	25箇所分	安心安全課

※1 市執行機関及び市付属機関等における女性委員

※2 長久手市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に基づき設定

○ 市民や地域の役割

- 市民**
- ・男女ともに、積極的に行政の政策・方針決定過程に参画しましょう。
 - ・男女ともに、知識や能力を高められるよう、学習会などに参加しましょう。
 - ・性別や年齢に関わらず、積極的に地域活動に参加しましょう。
 - ・地域活動などにおいては、男女が区別なく個々の役割を担いましょう。

- 地域**
- ・地域活動団体などにおける会長や役員などの選出について、性別が偏らないような人員の配置に努めましょう。
 - ・地域活動や団体活動において、男女双方の意見を取り入れるようにしましょう。

基本目標4 安心して暮らせるまちづくり

4-1 生涯を通じた心身の健康づくり

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現のために重要な要件となります。

男女がともに、生涯にわたり、思春期、成熟期、更年期、高齢期などのライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を図っていけるよう、総合的な支援を進めていくために、性差を考慮した適切な医療が受けられる環境づくりを進めていくこと、特に女性に対しては妊娠・出産の可能性があるため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ^{※1}（性と生殖に関する健康と権利）の視点から支援を行うとともに、啓発活動や学習機会の提供を進め、生涯を通じた心身の健康づくりを強化していくことが必要です。

重点課題① リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及・啓発

男女がともに性と生殖に関して正しい知識を持ち、妊娠または出産などにおいて、双方がよりよい協力関係を保つとともに、女性が自らの意思で健康について選択できる自己決定権が尊重され、生涯にわたって健康な生活を営むための環境づくりを目指します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
48	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報を提供していきます。	○健康推進課等との協働 ○情報提供の推進	たつせがある課
49	あらゆる世代に対して、性に関する相談窓口の設置を検討していきます。	○電話相談や面接相談による対応	健康推進課

重点課題② 妊娠・出産期のころと身体の健康づくり

健康の保持や増進、母性保護に関する正しい知識の普及を推進し、母性保護と母子保健の充実を図ります。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
50	「パパママ教室」を実施し、これから父親、母親になる男女に、健康の保持や母性保護についての正しい知識を普及していきます。	○土日も含めた「パパママ教室」の開催 ○「パパママ教室」の周知による参加者の確保	健康推進課

※1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：「性と生殖に関する健康・権利」と訳される。いつ何人子どもを産む、産まない、を選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
51	妊産婦・乳幼児健康診査等を実施していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○妊産婦健康診査・子宮がん検診・乳幼児健康診査の費用の助成 ○3～4か月児健康診査、10～11か月児相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、3歳8か月児健康診査、5歳児すこやか発達相談の実施 	健康推進課
52	新生児・妊産婦・乳幼児家庭訪問を実施していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○3～4か月児までの乳幼児とその保護者を対象とした全戸訪問の実施 ○必要に応じた妊産婦・乳幼児家庭訪問の実施 	健康推進課
53	不妊治療などを支援していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○一般不妊治療費用の一部助成 	健康推進課
54	産前・産後のサポートをしていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○産前・産後ヘルパーの派遣 ○産後ケア事業の実施 	健康推進課

重点課題③

生涯を通じた健康づくりの推進

健康寿命の延伸に向けて、健康についての正しい知識の普及を行うとともに、疾病の早期予防、早期発見、早期治療を目指し、健康づくりを推進する環境を整備します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
55	こころの健康に関する取組を実施していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○メンタルヘルス研修への職員の参加促進 ○精神科医顧問による職員向け講座の開催 ○こころの健康に関する知識の普及 	人事課 健康推進課
56	各種検診について受診を促し、受診率の向上を図っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○各種健診の受診勧奨 	健康推進課

4-2 様々な困難を抱える人への支援

市民意識調査によると、男女共同参画社会を実現するために今後、市が力を入れることについて、「介護施設や介護サービス等の福祉施策を充実する」の割合が51.4%と前回調査に比べ約13ポイント増加し、福祉施策の一層の充実が求められています。

こうした中、様々な困難を抱えた人々が、地域で安定、安心した生活を送れるようになるためには、雇用の安定や安心できる生活環境の確保、自立生活を支援するとともに、生きがいつくりや社会的孤立の解消を含めた総合的かつきめ細かな支援を進めることが必要です。

重点課題① 高齢者・障がいのある人の生活安定と自立支援

支援が必要な人に対するサービス提供を充実するとともに、介護者に対する情報提供などを行い、双方の心身の負担軽減を図ります。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
57	関係機関と連携を図り、高齢者・障がいのある人へのサービスの円滑な提供を推進していきます。	○地域の人材やサービスを活用した地域包括ケア体制の整備	福祉課 長寿課 子育て支援課
58	高齢者・障がいのある人及び介護者双方の負担軽減のためのサービス等の情報提供を図っていきます。	○広報紙・ホームページを利用した情報提供の推進	福祉課 長寿課 子育て支援課

重点課題② ひとり親家庭、生活困窮世帯などの生活安定と自立支援

地域や家庭で安心して生活できるよう、経済的自立に向けた支援と、生活上の悩みや問題を解消するための相談体制の充実を図ります。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
59	ひとり親等の家庭の自立を目的に、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談を行います。	○母子・父子自立支援員による相談体制の充実 ○広報紙・ホームページを利用した、ひとり親等に対する支援の周知	子育て支援課
60	医療費の自己負担分を助成し経済的な自立支援を推進していきます。	○広報紙・ホームページを利用した周知 ○子育て支援課との連携による手続きの案内	保険医療課
61	相談窓口、支援情報の周知を図っていきます。	○広報紙・ホームページなどによる相談窓口の周知	子育て支援課 悩みごと相談室

重点課題③ 在住外国人に対する生活安定と自立支援

在住外国人のために、子育て、就労の情報提供やDV被害の相談体制の充実に努め、安心して生活できる環境づくりを推進します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
62	在住外国人に対する情報提供、相談機能を充実していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○各種広報物や案内、防災マップや道路標示看板における、英語をはじめとする多言語の併記など、外国人への配慮 ○国際交流協会の活動を通じた情報提供の推進 ○在住外国人への就労支援や労務相談への対応 	たつせがある課 全課
63	関係課と連携して、在住外国人の健康支援、子育て支援のための相談窓口を充実していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○電話や面接での個別対応 	健康推進課



「基本目標4 安心して暮らせるまちづくり」 の達成に向けて

○ 数値目標の設定

	項目	現状値 (2017年度 (平成29年度))	目標値 (2022年度)	担当課
13	「パパママ教室」の夫の参加率	37.66%	43.0%	健康推進課
14	職員のメンタルヘルスに関する研修等参加のべ人数	192人	300人	人事課
15	各がん検診受診率	胸部 *63.5% 胃 *42.7% 大腸 *61.7% 子宮 *40.0% 乳腺 *53.1%	それぞれ 50%以上	健康推進課

○ 市民や地域等の役割

市 民

- ・自分や家族の健康について関心を持ちましょう。
- ・各種検診を積極的に受診するようにしましょう。気になる症状があれば、早めに医療機関を受診し、早期発見・早期治療を心がけましょう。
- ・健康づくりに関する学習機会に積極的に参加し、必要に応じて相談機関を利用しましょう。
- ・高齢者や障がいのある人など、地域の中で支援が必要な人を見守り、声をかけるなど、できる限り支援しましょう。

地 域

- ・地域で積極的な交流を図り、お互いに顔の見える関係づくりを進めましょう。
- ・地域みんなで健康づくりに取り組みましょう。

企 業

- ・職場において、健康診査の受診を呼びかけましょう。
- ・従業員のこころの健康に配慮しましょう。

基本目標5 人権が尊重され、DVのないまちづくり（DV防止基本計画）

5-1 DV等に対する啓発の推進

男女間のあらゆる暴力は決して許されるものではなく、深刻な人権侵害です。しかし、そうした暴力に直接関わりのない人にとっては、個人や家庭内などの限られた中での問題であると考えられがちであり、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

男女共同参画の実現を阻むDV等、男女間に起こるあらゆる暴力の根絶に向け、市民一人ひとりが正しい理解を深めていくことが求められています。本計画策定に向けたアンケート結果では、若い世代のDV被害が多かったことから、デートDV^{※1}など、恋人間における暴力についての周知・啓発を進め、若い世代における理解をさらに深めることで、将来的な発生の防止を図ることが重要です。

また、面前DV^{※2}による児童への心理的虐待が増加していることから、面前DVが児童虐待にあたることについても理解・啓発に努めます。

重点課題① DVの防止の推進

様々な媒体を活用したDV防止に関する広報・啓発活動を進めるとともに、若年者に対する意識醸成も図ります。また、配偶者に対する暴力と関連の深い児童虐待について、早期発見のネットワークづくりとともに、未然に防ぐための取組を進めます。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
64	広報紙・ホームページを利用し、暴力は人権侵害であるとの意識を啓発していきます。	○暴力をなくす運動（11月12日～25日）に合わせた広報	子育て支援課
65	性の商品化などの有害な環境から青少年を守る活動をしていきます。	○市ホームページで非行防止のための啓発を実施	生涯学習課
66	広報紙・ホームページを利用し、児童虐待防止に対する意識を啓発していきます。児童の面前でのDV行為は、児童に対する心理的虐待に当たることの理解を図るための啓発活動をしていきます。	○児童虐待防止推進月間（11月）にあわせた広報	子育て支援課
67	すぐに対応できる相談体制と児童虐待防止などへの支援、ネットワークの強化に取り組んでいきます。	○家庭児童相談室の充実 ○相談室における専門職の知識の向上	子育て支援課

※1 デートDV：特に10代や20代などの若い世代で生じる、結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力のこと。

※2 面前DV：子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうこと。

重点課題② デートDV等若年層への啓発の推進

市民意識調査によると、若年層のDV被害の割合が男性、女性とも高くなっていることから、デートDVなど、恋人間における暴力についての周知啓発を進めます。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
68	学生（児童・生徒）等、若年層を対象に、デートDV等の理解を促進するための啓発活動を行います。	○学生等を対象に、デートDVについての認識を高める教育・学習の充実	子育て支援課 たつせがある課

5-2 DV相談体制の整備

2007年（平成19年）のDV防止法の改正に伴い、相談体制の強化など配偶者の暴力に対する市町村の取組の強化が求められています。しかし、相談窓口の認知度は本市においても高いとは言えず、被害者にとっての身近な相談窓口のさらなる周知が求められています。

また、一層複雑・多様化する社会状況のもとで、被害者・加害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切な対応ができるよう、相談員の専門性の確保を図るとともに、関係機関のネットワーク化を進めていく必要があります。性別や年齢を問わず、相談しやすい体制づくりや相談体制の整備に努めていきます。

重点課題① 相談窓口の周知

DVに関する相談窓口や支援情報について、性別や年齢を問わず、外国人も含め広く市民に周知します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
69	相談窓口、支援情報の周知を図っていきます。	○リーフレットやカードの配布などによる相談窓口の周知	子育て支援課
70	外国人へ相談窓口を周知していきます。	○外国語のリーフレットやカードの配布などによる相談窓口の周知	子育て支援課

重点課題② 性別を問わない総合的相談体制の充実

より多様な相談内容に対応できるよう、研修機会などの充実を図り、相談員の資質向上を図ります。性別を問わず、相談しやすい体制づくりに努めていきます。

また、各関係機関が情報を共有し、相談体制を確立します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
71	DV被害者の相談、支援に携わる相談員の専門知識の習得や研修の充実を図ります。	○DV被害者保護支援に関する研修への参加促進	子育て支援課
72	DVの二次被害 ^{※1} を防ぐために相談担当者及び関係職員の資質の向上に努めていきます。	○DV被害者保護支援に関する研修への参加促進	子育て支援課
73	DV被害者が抱える諸問題を解決するために、専門窓口との連携強化に取り組んでいきます。	○専門相談窓口との支援の連携	子育て支援課 悩みごと相談室 社会福祉協議会
74	顕在化しつつある男性のDV被害にも対応するため、男性でも相談しやすい体制づくりに努めていきます。	○子育て支援課で実施している「女性相談」が男性でも相談できることの周知 ○県の男性DV相談窓口についてホームページ等での周知	子育て支援課
75	障がい者虐待の防止のため、相談体制を整備していきます。	○虐待の通報義務などの市民への周知 ○障がい者虐待防止における情報が収集できるネットワークシステムづくり	福祉課
76	DV被害者の安全確保のため、庁内及び関係機関の情報管理・伝達の適正化、ネットワークの強化に取り組んでいきます。	○住民基本台帳事務における支援措置対象者等のDV被害者に関する、関係機関での情報共有と適切な管理の推進 ○ネットワークのシステムの強化	市民課 子育て支援課 関係各課

※1 二次被害：DV被害者を支援する側が、DV被害者の置かれている状況やDV自体に関して理解が不足しているために被害者に対して不適切な対応をとることにより、被害者がさらに被害を受けること。

5-3 被害者の自立への支援

DV被害者の生活再建と自立のための支援を着実にやっていくことは、生活に直結する行政サービスを担う市に求められる重要な課題です。

通報義務の周知徹底により、地域住民などによる発見機能を強化するとともに、被害からの回復のための取組の推進と的確な対応を行うため、関係機関が連携して被害者の救済や自立支援に、きめ細かく対応することが必要です。

重点課題① 早期発見体制の整備

DVに関する正しい知識の普及を行い、通報義務を周知徹底することで、DV被害などの早期発見体制を整備します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
77	教職員、保育士、保健師、保護者等へ、被害者保護の正しい理解や通報などの義務について啓発をしていきます。	○関係職員や保護者への意識啓発 ○被害者保護のための情報管理の徹底	子育て支援課 健康推進課 教育総務課

重点課題② 保護体制の充実

必要に応じて遅滞なく専門的な支援が行えるよう、庁内の関係各課のみならず、県や児童相談所との連携の他、警察や関係機関との連携強化を図り、関係機関と連携し、DV被害者などの保護に努めます。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
78	県、児童相談所、警察など関係機関との連携による被害者保護体制を確立していきます。	○関係機関の連携強化とネットワークシステムづくり	子育て支援課

重点課題③ 生活再建に向けた支援の実施

被害者の立場に立った自立支援の機能の強化に向け、被害者の抱える問題に沿って必要な情報提供や支援に取り組みます。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
79	DV被害などに起因するひとり親家庭の就労をはじめ、自立に向けた支援をしていきます。	○一時的に生活援助が必要な場合のヘルパー派遣 ○広報紙・ホームページでの周知 ○専門相談窓口との連携	子育て支援課 関係各課

「基本目標5 人権が尊重され、DVのないまちづくり」 の達成に向けて

○ 数値目標の設定

	項目	現状値 (2017年度 (平成29年度))	目標値 (2022年度)	担当課
16	DV経験のある市民の割合※	7.3%	0.0%	子育て支援課
17	DVに関する相談窓口の認知度※	73.1%	85.0%	子育て支援課

※ 男女共同参画に関する市民アンケートで調査する割合

○ 市民の役割

市民

- ・ DVについての正しい情報を積極的に収集し、暴力は重大な人権侵害であるという認識を持ちましょう。
- ・ 暴力を発見した場合は見て見ぬふりをせず、被害者に対する相談窓口の紹介や、関係機関に情報を伝えましょう。

第3章

計画の推進

1 計画の進捗管理

男女共同参画に関する施策は多岐にわたるため、庁内関係部局からなる長久手市男女共同参画推進部会を設置し、庁内の男女共同参画に関する意識改革や資質の向上に向けた取組を行うとともに、男女共同参画基本計画（女性活躍推進計画、DV防止基本計画を含む）の進捗確認を行います。また、長久手市男女共同参画審議会において、定期的に取り組内容の進捗状況確認や検証を行い、市の施策の推進を図ります。

2 市と企業・各種団体等との協働と連携

市と市民、学校、企業、団体などが互いの自立性を尊重し、それぞれの得意分野や特徴を生かして連携し合うことにより、男女共同参画社会の実現を目指します。

なお、計画の推進にあたっては、「長久手市みんなでつくるまち条例」に沿って施策を実施します。

